

令和8年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第1回 定例会（第1号）

招集年月日	令 8 年 2 月 2 6 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 8 年 2 月 2 6 日 午 前 9 時 3 0 分				
		議 長 原 克 美				
	散 会	令 和 8 年 2 月 2 6 日 午 後 2 時 3 5 分				
		議 長 原 克 美				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠 席 議 員 出席 1 2 名 欠席 0 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (9)	原 克 美	○	5	藤 原 芳 樹	○
	副議長 (1 1)	藤 原 修 治	○	6	勝 田 秋 夫	○
	1	唐 溪 悦 子	○	7	牛 尾 博 文	○
	2	瀬 古 航 也	○	8	日 高 学	○
	3	松 浦 祐 太	○	1 0	福 島 教 次 郎	○
	4	中 原 伸 也	○	1 2	簀 根 正 一	○

会 議 録 署 名 議 員	1 1 番	藤 原 修 治	1 2 番	旗 根 正 一
地方自治法第 1 2 1 条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	住民課長	行 田 綾 子
	副 町 長	山 根 啓 史	健康福祉課長	志 村 幸 恵
	教 育 長	阿 川 俊 治	産業振興課長	行 田 将 士
	総務課長	中 原 輝 文	美郷バレー課長	安 田 亮
	企画推進課長	永 妻 孝 司	建設課長	三 上 智 央
	情報・未来技術戦略課長	佐 竹 一 輝	大和事務所長	吉 村 猛
	活気あふれる町づくり課長	石 田 圭 司	教育課長	旭 林 修 範
	会計課長	森 原 健 次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井 原 武 徳 議会事務局員 大 畑 真 紀		
議 事 日 程		別紙のとおり		
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり		
会 議 の 経 過		別紙のとおり		

令和 8 年美郷町議会第 1 回定例会議事日程

(第 1 号)

令和 8 年 2 月 2 6 日 (木) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	令和 8 年度 町長施政方針
4	議案の上程、説明 【条例案】 議案第 1 号 美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 2 号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 3 号 美郷町隣保館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 4 号 美郷町公民館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 5 号 美郷町集会所条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 6 号 美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 7 号 美郷町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について 議案第 8 号 美郷町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号 美郷町UIターン者定住支援住宅条例を廃止する条例の制定について

議案第 11 号 美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

【予算案】

議案第 12 号 令和 8 年度美郷町一般会計予算

議案第 13 号 令和 8 年度君谷診療所特別会計予算

議案第 14 号 令和 8 年度美郷町国民健康保険特別会計予算

議案第 15 号 令和 8 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算

議案第 16 号 令和 8 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 17 号 令和 8 年度美郷町簡易水道事業会計予算

議案第 18 号 令和 8 年度美郷町下水道事業会計予算

【一般事件案】

議案第 19 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 20 号 美郷町過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第 21 号 辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 26 号 町道路線の認定について

議案第 27 号 工事請負契約の締結について

議案第 28 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 29 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

ただ今から令和8年美郷町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番・藤原修治議員、12番・
旗根議員を指名いたします。

日程第2、お諮りします。会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日26日から3月13日までの16日間といたしたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、本定例会の会期は本日から3月13日までの16日間とすることに決
しました。

日程第3、令和8年度町長施政方針を議題といたします。

町長の施政方針を求めます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員の皆様おはようございます。第1回定例会の開会にあたり、令和8年度の町政運
営の基本的な方針を申し上げ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。まず最初
に町を取り巻く状況について、私の基本的な認識を申し上げます。私は、町の最大の課
題は、人口減少にあると考えています。2004年に旧邑智町と旧大和村が合併して、美
郷町が誕生したときの人口は約6000人でしたが、現在は、4000人を切るところまで減
少をしています。顕在化している様々な問題の根本原因は、長期にわたって続く人口減
少にあり、町の衰退の構造的な背景には、人口減少があります。高齢化率が48%を超
える美郷町では、毎年100人から120人の方が亡くなる一方で、出生数は10人から20
人に留まり、毎年100人前後の自然減による人口減少が続いており、10年後には3000
人を割ってしまうペースとなっています。この傾向は今後も続いていくと予想され、人
口減少を前提として町政を組立てていく必要があります。こうした状況を踏まえ、これ
まで、移住・定住対策に力を入れてまいりましたが、足元では一定の成果は表れてきて
います。美郷町の人口の転入と転出の差である社会増減は、これまで毎年マイナス30
人からマイナス50人程度となっておりましたが、近年は改善傾向にあります。令和5
年には、社会増減が11年ぶりのプラスとなるプラス5人となり、令和6年はマイナス
になりましたが、マイナス20人にとどまり、令和7年はプラスマイナス0人と再び改

善をしています。なお、今年度、令和7年4月から今年1月までの社会増減につきましては、プラス21人と改善傾向が続いています。今後も、直接的な人口増対策である移住・定住の取組みに注力をしてまいります。しかしながら、毎年100人規模の自然減が続く中では、移住・定住だけでは、人口減少の荒波を食い止めるだけの規模にはなっていないのが現状です。以上のことから、仮に今後、人口減少が続いたとしても、町の活気が維持されるあるいは新しい活気がつくり出されていくように、町政を進めていかなければならないと考えています。すなわち、「人口減少に打ち勝つ」「町に活気を創り出す」ことを目標として、町政運営を行っていく必要があります。そのためには、まずは、地域が自発的に行う賑わいを生み出す取組みが極めて重要であり、そうした取組みに対して、行政としても積極的に後押しをしていきたいと思ひます。その一つが、今年8月末完成予定の「都賀長藤地域活動拠点」の活用であり、都賀長藤4地域の主体的な取組みを積極的に支援していきたいと思ひます。一方、内輪の頑張りだけでは限界があるのも事実です。併せて、町外から人を呼び込み、意図を持ち繰り返し町を訪れる滞在人口や、町外に住みながら、町の活気づくりに力を貸す活動人口を拡大して、例えば人口が減少したとしても、外の力を借りて町の活気を作り出していく取組みも極めて重要です。しかしながら、町外から人を呼び込むと言っても、やみくもに行っても、十分な成果は望めません。町の強みや特色を活かした取組みで、町外の人を惹きつけ、それを町の活気に結びつけていく必要があります。その代表的な取組みが、住民主体の獣害対策から始まった「美郷バレエ構想」、30年以上の草の根の交流が発展した「バリの町づくり」、1982年の国体カヌー会場となったことをきっかけに盛んになっている「カヌーの町づくり」の3つです。これらの町民、地域から発展した町の強みを活かした取組みを推進していくことが、活気を作り出し、ひいては町民の暮らしや町の将来に寄与することになると考えています。また、「美郷町商業活性化賑わい創出拠点事業」は、現在、町民が置かれている買物や飲食などの不便な状況を改善するとともに、将来にわたって町の賑わいを創り出し続けていくことを目的としたものです。令和8年度の施政方針をまとめるにあたっては、こうした「人口減少に打ち勝つ」「町に活気を創り出す」という中長期的視野に立った考え方をベースに置いています。一方、令和8年度予算策定にあたっては、足下の町民の暮らしや健康福祉、交通、目の前の不便への対処や安全・安心に重点的に予算を配分しています。一般会計の予算額約79億円のうち医療・介護・子育て・学校、交通、道路・上下水道、農林業などや物価高騰対策といった「町民生活に直結する予算」は約46億6000万円と約59%を占めまた、システム・施設管理や人件費、公債費など「行政運営に必要な予算」が約26億5000万円34%、合わせまして93%が、町民の生活に直結する予算と、行政運営に必要な予算としています。他方で、3つの強みを活かした取組みと、「賑わい創出拠点事業」は、合計で約3億5000万円、予算額に占める割合は4.4%としています。なお、3億5000万円のうち3億3000万円につきましては、国などの補助金や有利な起債などの財源を活用しており、町の実質的な負担である一般財源は、2000万円程度にとどめています。以上、基本的な認識と、令和8年度予算の概要を申し上げた上で、令和8年度の施政方針についてご説明を申し上げます。今後も引き続き、町民の暮らしに密着した様々な課題に対しては、目の前の不便への踏み込んだ対処を行うとともに、将来を見据えた根本的な解決に向けて積極的に取組み、また、地域、町民の自発的な活性化の取組みを支援してまいりたいと思ひま

す。一方で、町の将来に向けた取り組みでは、「人口減少に打ち勝つ」「町に活気を創り出す」ために、「美郷バレー構構想」「バリの町づくり」「カヌーの町づくり」の3つの取組みと、「美郷町商業活性化賑わい創出拠点事業」の推進に特に注力をしてまいります。そして、「滞在人口」「活動人口」の拡大を図り、町の将来、町民の暮らしのための持続的な町づくりに向けて取り組んでまいります。こうした認識と方針のもと、3つの重点分野1つ目は、「町民の暮らし」、2つ目に、「人口減少対策」、3つ目に「町の活気づくり」の3つを柱として、関連する施策を中心に推進をしてまいります。1つ目の重点分野、「町民の暮らし」について申し上げます。町民の暮らしに密接する分野への対処や課題解決には、引き続き、予算を優先的に配分し、注力をしてまいります。物価高騰対策では、消費者である町民の皆さんと生産者・事業者の双方に向けた3つの事業を、昨年12月から既に実施しております。「みさと。PAY 美肌県美肌町半額まつり あったか温泉・グルメキャンペーン」と銘打ちました、町内の温泉施設での入浴と飲食店での飲食等の利用に対し、みさと。PAYで半額相当を還元するキャンペーンにつきましては、1月の実績は前年比で、温泉ポイントで1.9倍、飲食ポイントで3倍以上と、大変多くの町民にご利用をいただいています。また、農業者・集落営農組織の次期水稻作付の準備に対する補助については、農業者296人・集落営農組織全23組織に対し、給付を終えています。これから受付ける福祉事業者に対する光熱水費等の高騰分への補助ともども、多くの感謝の声をいただいています。令和8年度は、これらに加えて、「みさと。PAY 半額まつり」「あったか温泉・グルメキャンペーン part2」

「施設園芸作物の生産者支援」の3つの事業を実施します。「みさと。PAY 半額まつり」は、昨年8月を含め、これまで3回実施をしましたが、いずれも多くの方にご活用いただき、また、期間中の町内事業者の売上げも大きく伸び、毎回、大変好評をいただいています。時期は8月を予定しており、「みさと。Pay」での還元も、これまで同様に、支払い額の50%相当、最大2万円分のポイント付与を予定をしています。物価高騰が続く中での町民の皆さんの暮らしの支援に加えて、町外へ流出していた消費の呼び戻しや、町外からの外貨獲得などによる町内消費の活発化も図りたいと思います。「あったか温泉・グルメキャンペーン」は、現在のキャンペーンは、3月末で一旦終了しますが、利用者と事業者の双方から大変好評の声をいただいております、第2弾として、4月から7月末までの期間キャンペーンを実施をします。また、ハウスなどの施設園芸作物の生産者には、次期の作付準備に対する給付金を支給し、生産意欲の向上を図ってまいります。島根県は、人口当たり、100歳以上の高齢者の割合が13年連続全国1位となるなど、全国トップの長寿県です。その中で、美郷町は、県内19市町村の中で毎年上位3位以内に入るなど、全国有数の「長寿町」となっています。「長寿県長寿町」をスローガンとして、町民の皆さんが健康で長生きしていただくために様々な取り組みを推進してまいります。健康づくりでは、特定健診、がん検診の受診率が低迷をしており、また、他市町村と比較した1人当たり医療費が県内でも高い水準にあります。その医療費の中でも、がんが大きな割合を占めており、特に75歳未満の胃がんの死亡率は、県平均を上回る一方で、胃がん検診の受診率は20%未満とがん検診の中でも最も低くなっています。こうした状況を踏まえ、特定健診受診率の向上と、胃がんの早期発見のため2つの新たな取り組みを実施します。また、様々な機会を活用した健康教育などを組合せ、病気の予防、早期発見や健康づくりの取り組みを推進してまいります。1つ目は、特

定健診の申込み者を対象に、ノーベル賞受賞技術を応用した、尿を採取するだけで10種類のがんリスクを検査できる「マイシグナル」サービスの費用への助成を行います。通常7万円弱の検査費用が、町が助成することにより国保加入者は1万5000円、国保加入者以外は2万円と、大変お得に、町内2か所の診療所で検査を受けることができます。「マイシグナル」への検査費用助成は、全国自治体で、初の取組みであり、令和8年度は試験的に申込み者の中から100人の方に対して実施をいたします。2つ目は、早期発見のための胃がん検診の充実です。これまでの胃がん検診はバリウム検査に限られており、受診率の低迷の要因の一つとなっていました。クラウドサービスによる読影支援システムを活用した大和診療所での胃内視鏡による検診を50歳以上の方を対象に実施をします。また、高齢者福祉等につきましては、介護・認知症予防教室等の充実や地域主体の取組みを推進してまいります。介護・認知症予防対策では、好評をいただいておりますニコニコ健康教室などの各種健康教室や、専門医による認知症初期集中訪問指導、認知症サポーター養成講座などを実施します。また、地域主体で実施をされている介護予防サロンは、リハビリ職、歯科衛生士、栄養士等の専門職の派遣やeスポーツを取り入れ楽しみながらできるフレイル予防などにより、身近な場所で介護予防等に取り組む活動の充実を図ってまいります。地域主体の生活支援事業につきましては、令和7年度に粕洲地域で開始をされ、計5地域で実施されており、さらに広げていくよう取り組んでまいります。地域医療体制の充実について申し上げます。オンライン診療の周知、利用促進に加えまして、対面支援が必要な方にも対応するため、大和診療所の看護師による訪問看護を昨年12月から開始をしており、通院困難な方の在宅療養の支援体制の充実を図ってまいります。また、医療法人仁寿会による専用車両でオンライン診療を行う大田医療圏域での「医療MaaS実証実験」とも協力をしてまいります。安全・安心な町づくりについて申し上げます。治水対策につきましては、昨年3月に、全国初の予防的移転となる港地区防災集団移転促進事業が完了いたしました。また、潮上地区の堤防整備につきましては、国による地質調査、状況調査や整備範囲を検討する居住状況調査が行われ、堤防整備時の内水リスクの検討にも着手をされています。堤防整備の着実な進展に向けた国への働きかけや、「江の川中下流域マスタープラン」に基づく治水対策がスムーズに進められるよう、引き続き関係機関と連携を密にして取り組んでまいります。その他の防災対策につきましては、砂防事業では、原の谷川は令和8年度に完了予定であり、間野川、長田谷川、市井原谷の3か所、急傾斜事業では、石原地区、村之郷地区の2か所、治山事業では、都賀行地区が継続して実施をされる予定です。その他の事業につきましても、国、県に採択を強く働きかけてまいります。防災重点ため池の廃止につきましては、別府、乙原地区の廃止工事、栗原地区の廃止調査設計を進めてまいります。また、これらのハード整備に加えまして、日頃の備えと災害発生時の両面から、災害対応力の強化に引き続き取り組んでまいります。デジタル技術を積極活用したデジタル版ハザードマップ等の防災情報、災害情報収集アプリによる災害情報のリアルタイム・一元的収集、マイナンバーカード利用による避難所受付など、災害情報の発信・活用の強化や対応の効率化を図っています。また、避難所の環境改善対策では、中長期の避難に備えたベット、トイレ、プライバシー確保備品等の拡充や、簡易シャワーの整備を行うなど、順次、更新・拡充をしてきており、引き続き、新技術・システムの活用や整備充実により対応力強化を図ってまいります。そして、避難所の環境改善対策を図る

ため、昨年に続き、今年も、国の新たな事業に応募しています。今回は避難所の一層の環境改善を図るため、指定避難所としている体育館等にスポットエアコンを配備し、暑さ寒さ対策を講じる計画を策定し、応募しています。事業採択を受けることができれば、昨年と同様により有利に財源を調達するため、速やかに、令和7年度予算を補正をさせていただきたいと考えています。内水対策では、全国初のAI活用による、樋門操作自動化の実証実験が、昨年6月から開始をされており、実装に向けて、国土交通省、美郷町水防団と連携をして取り組んでまいります。内水排除における排水用ポンプと、県配備ポンプ車の運用につきましても、関係機関と密に連携して、機動的な運用・体制づくりに取り組んでまいります。そして、町民の方に、日頃から災害に備え、いざというときに協力し、早めの行動をとっていただくために、古河電気工業株式会社と連携をした防災ワークショップや防災学習会の開催などを通じて、引き続き、防災意識の向上を図り、地域防災の仕組みづくりを進めてまいります。行政手続の利便性向上につきましては、「書かない窓口」の運用準備を進めており、来庁者が増える4月に先立ち3月中に運用を開始する予定です。住民票、戸籍証明書、国保、水道など生活に身近な手続を中心に、8分野、約90の手続きで、マイナンバーカード等を読み取ることで、氏名、住所等を申請書ごとに手書きすることが不要となり、手続の負担軽減、省力化を図ることができまます。また、来庁することなく、時間・曜日を気にせずに、手元で手続ができるオンライン申請につきましても、活用の幅を広げています。健診や助成金、施設・イベントの申込みといった手続のほか、各種アンケート・調査でも活用をしており、昨年は、手続につきましては、約50種類・600件以上、アンケート・調査につきましては、約50種類・1300件以上のご利用をいただいています。引き続き、窓口手続の負担軽減やオンライン申請の充実により、様々な手続の利便性向上・効率化を図ってまいります。情報発信につきましては、イベント等の開催や町の施策に応じた特設サイトの開設や、アクセストレンドの分析などにより、効果的な発信や町の魅力発信に引き続き努めてまいります。1月29日には、美郷町公式LINEのお友達登録者数が1万8540人に達し、町の人口の4倍を超え、その後も順調に増加をしています。なお、人口比の登録者数は、全国自治体の中で第2位をキープしており、中国地方ではトップとなっています。また、町の取り組みやトピックスなどの情報を正確に伝え、町民の理解を深めていただくために、公式サイト内にQ&A形式で分かりやすくまとめたコーナーを新設します。引き続き、ターゲットを踏まえたSNSでの戦略的な情報発信や、町民や美郷町に関心を持たれる方など利用者ニーズに応じた公式サイト of 充実・利便性向上に取り組んでまいります。また、様々な場面や情報発信でDX活用が進んでいますが、町ではデジタル格差を生まないよう、指針を踏まえ、手続や仕組みづくりに丁寧に取り組んでいます。一方で、デジタル利用に慣れていただく「デジタルデバインド対策」も重要であり、イベント等と組合せた出前スマホ学習会なども実施をしていきたいと思ひます。また、テレビ難視聴地域対策では、光ネットを用いた地デジ再送信サービスのための放送設備が老朽化をしていることから、補助金等を活用して設備を更改します。交通難民・買物難民対策について申し上げます。移動手段の確保は、中山間地に暮らす特に高齢の町民の方にとって、極めて重要な課題です。公共交通対策については、「美郷町地域公共交通計画」を踏まえて、国、県、関係市町と連携をして取り組んでまいります。また、移動手段を持たない町民の方への対策や、運転士不足といった課題解決にも、様々な方策を検討しながら、引き続き取

組んでまいります。令和7年度に制度を大幅拡充しましたタクシー利用助成事業は、町内全域を利用エリアとし、移動手段を持たない全ての方を対象としたことで、利用回数は、制度拡充前に比べ6倍以上に増えており、大変好評をいただいています。4月から1月までの利用件数は1500件以上、前年比で1.5倍に伸び、制度拡充前は利用出来なかった地域のご利用も多く、買物、医療など日常生活の移動に大いに役立てていただいています。引き続き、移動手段を持たない方の利用促進を図ってまいります。また、将来の運転士不足への対応や地域内の交通確保のための自動運転EVバスの実証実験につきましては、数年後の実用化を目指して着実に進めてまいりたいと思います。令和7年度の実証実験は、令和6年度から更に踏み込んで、より長距離のルートと、通信不感地域で運行実験を行いました。1つ目の長期ルート運行実験では、粕湊浜原間を1週間運行し、県や他市町からの視察も含め、109人の方にご乗車いただき、安全性や利便性を確認をいたしました。もう一つの通信不感地域運行実験では、比之宮地域を運行し、山間地域ならではの課題把握を行いました。その際には、総務省情報流通行政局の高田地域通信振興課長や、東京大学名誉教授で一般財団法人日本自動車総合研究所の鎌田所長などにも視察をいただき、国におかれましても、美郷町の取組みに高い関心を持っていただいています。これらの実証実験の結果を踏まえて、課題の整理、検討を行うとともに、積極的に国などに働きかけて、実用化に向けた次の段階へ進めてまいりたいと思います。脱炭素のまちづくりにつきましては、町民生活の利便性向上や事業者の支援につながる事業を行うことによって、地域の脱炭素化を図ってまいります。令和4年度に環境省の重点対策加速化事業の採択を受け、町民の暮らしや事業活動に密着をした補助事業を実施し、大変多くの利用をいただいています。令和4年からの利用累計は、今年1月の時点で、高効率エアコン405件、6288万円、高効率照明74件282万、太陽光発電56件、2116万円、蓄電池45件、1865万円、薪ストーブ設置などの再エネ熱利用設備は、22件、1353万円の補助を実施をしています。特に高効率エアコン、高効率照明は、国の配分を上回るご利用をいただき、昨年6月に前倒しで受け付けを終了するなど、町民の皆さんには、積極的にご活用いただきました。令和8年度は残る事業の最終年度であり、高騰する光熱費の負担軽減や、より快適な暮らしに役立てていただきたいと思います。都賀長藤地域活動拠点につきましては、昨年12月に建築工事に着手をし、今年8月末の完成を目指して事業を進めています。施設は、延べ床面積約547平方メートルで、事務室、会議室に加え、神楽上演も可能なステージを備えた多目的ホールを設けます。この工事と並行して、駐車場、公園や通信設備の整備、備品調達等を行い、10月を目途に竣工する予定です。都賀長藤4地域におかれましては、「都賀長藤子ども会」「都賀長藤地域運営協議会」を設立をされ、整備後の活動に向けた準備を進めていらっしゃると思います。住民生活の支援、地域内外での交流など、活性化に取り組む拠点として、着実に整備を進め、地域主体の取組みを支援をしてまいります。また、大和地域の町民生活に必要な機能を維持するため、ガソリンスタンドの事業継続に向けた取組みにつきましても、引き続き支援をしてまいります。地域活動の支援について申し上げます。13 連合自治会におかれましては、地域課題への対処や資源を活かした活性化に向けて尽力をいただいております。一方で、地域の担い手不足などの課題も顕在化してきています。県等と連携して、地域運営の課題に対する支援の方策を検討するとともに、町民の皆さんが協力し合った自発的な取組みを支援してまいります。重点分野の2つ目「人口減少

対策」について申し上げます。引き続き、直接的な人口増加施策である移住・定住対策に加えて、子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりに取り組んでまいります。そして、「人口減少に打ち勝つ」「町に活気を創り出す」ために、町の強みを活かした滞在人口・活動人口を拡大する取組みにも一層注力してまいります。子育て支援と、子育て支援のその先へをコンセプトとする子どもの成長支援につきましては、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりのため、引き続き充実したメニューを取り揃えて取り組んでまいります。「保育料・保育所給食費の無料」「小中学校の送迎スクールバス無料」「放課後児童クラブの利用無料」「高校生までのインフルエンザ予防接種無料」「不妊治療費助成」「子の誕生の際の定住ポイント付与などの経済的支援に加えて、「産前産後サポート」「オンライン健康・思春期相談」「保育所や学校と連携した発達相談」「子育て支援センター」など、充実した子育て世代の支援に引き続き取り組んでまいります。また、令和7年度には、これらに加えて、「不育症治療」の助成を開始をし、子ども医療費の対象を高校生まで広げた「出生時から高校卒業までの子供医療費の無料」を実施をしており、令和8年度も更に充実を図ってまいります。1つ目として「不妊治療費の助成」を拡充し、町外医療機関への通院にかかる交通費への助成を行い、経済的支援を強化します。2つ目に、生後間もない赤ちゃんや小さなお子さんがかかりやすいRSウイルス感染症予防のため、妊婦の方への予防接種費用に対する助成を行います。3つ目に、保護者の就労等の有無に関わらず、保育所等を利用していない未就園児を定期的に預かる「乳児等通園支援事業」通称こども誰でも通園制度を実施します。4つ目に、子どもや若者が気軽に立ち寄り、交流や体験活動ができる集いの機会、場所の充実を図るとともに、地域の実情を踏まえた居場所づくりについて検討してまいります。学校給食につきましては、子どもの健康や身体の成長の支援の観点を最優先に考え、給食の質にこだわりながら、保護者負担の軽減を図ります。美郷町は、県内トップの副食費、県内トップレベルの給食費を確保し、安心して新鮮な地元食材をふんだんに使った栄養価が高くおいしい、特色ある学校給食を提供し、子どもたち・保護者から大変好評をいただいております。食育の推進や、生産者の意欲向上にも役立っています。学校給食法では、学校給食費は保護者負担とされており、小学校・中学校の給食費への支援を行う場合は、本来、国が行うべきものと考えています。国では学校給食費の抜本的軽減として、4月以降、小学校給食費に月5200円の支援を予定をされていますが、美郷町の小学校では、それを1300円以上、上回る給食を提供しています。子どもたちの成長に直接的に影響する給食の質を維持し、こだわり続けるため、保護者負担をお願いをさせていただきますが、その負担額は、これまでの1食当たり200円から40円に大幅に引き下げます。一方で、今回、国による支援は、中学校給食費に対するものは、具体化をされませんでした。この中学生給食費への国による支援が実施をされるまでの間、保護者負担額に町独自の上乗せ助成を行い、その負担額を1食当たり220円から180円に引下げます。それらに加えて、給食費支払いの負担軽減を図るため、「みさとと。PAY」を活用した口座振替手数料の無料化に向けた取組みも進めてまいります。美郷町子ども未来応援金につきましては、返還不要の給付型奨学金として、令和5年度から7年度までで計78人の生徒に利用いただき、大変多くの感謝の声をいただいております。そして、今年は初めて高等教育を卒業し、社会人となる方が出る年となりましたが、そうした方の中から、早速、ふるさと納税をいただいております。応援金を利用した方のふ

るさと納税を後輩たちの応援金の財源とする循環型支援の仕組み、「美郷町版アルムナイ」が、回り始めたことを、うれしく思います。今後も成長意欲や進学意思のある子どもたちが、経済的な理由で進学をあきらまることがないように取組み、また、卒業生の皆さんに、後輩たちのためにふるさと納税を呼びかけるなど、「美郷町版アルムナイ」の仕組みづくりに向けた取組みに力を入れてまいります。ICT活用教育について申し上げます。令和7年度は、町内小・中学校4校の全児童生徒のタブレットを更新し、加えて、各校のネットワーク環境の整備を行いました。4月からは、新しい端末・環境での学習が始まります。これらの整備により、子どもたちのICTスキルの向上に加え、活用の幅を広げ、学習効果を一層高めていくよう取組みんでまいります。定住ポイント事業は、転入、就職、結婚、出産などのライフステージの節目や、有資格者、エッセンシャルワーカーといった人手不足対策のために、ポイントを付与する美郷町独自の特徴的な事業です。これまで累計で1000件以上の申請、1億3000万以上のポイントを付与しており、大変多くの方にご利用をいただいています。昨年12月には、有資格者ポイントの対象に、管理栄養士を加えて5資格とし、また、エッセンシャルワーカーポイントとして、栄養士を加え4分野とし、更に拡充をしています。町民・移住者の暮らしの支援に加え、人手不足の支援・人材の確保という課題解決のために実施をしてまいります。住まい確保対策について申し上げます。「みさとと。サステナブルハウス」は、浜原地域で2棟の建設を進めており、完成すれば計15棟となります。これまで9世帯30人が入居され、4月までに、更に2世帯6人が入居される予定です。コンセプトを踏まえ、サステナブルな暮らしを志向する方たちをメインターゲットとして、SNSや子育て世帯向け情報誌など様々な方法を活用して、引き続きPRを行ってまいります。令和7年度に新設した民間活力により、空き家を活用・改修し賃貸住宅として活用する「民間賃貸住宅整備事業」は3件の申請があり整備が進んでいます。来年度以降の実施についても問合せをいただいております。引き続き実施してまいります。また、町施設を活用した住宅整備も予定をしています。「みさと充実暮らし」事業は、令和7年度も2件の申請があり、制度創設から累計19件の申請をいただいております。ご利用者からも大変好評をいただいております。引き続き実施をいたします。そのほか、定住者向け住宅改修事業、空き家利活用推進事業、民間賃貸住宅建設支援事業、空き家バンク制度といったメニューで、移住・定住者の住まいの確保を推進してまいります。滞在人口・活動人口の拡大について申し上げます。他にはない美郷町独自の強みである「美郷バレー」「バリの町」「カヌーの町」の取組みに、興味・関心を持ち集まってくる人や企業をコアターゲットとして、「滞在人口」「活動人口」の拡大を図り、町の活気創出につなげてまいりたいと思います。カヌーの町づくりについて申し上げます。昨年8月、初めて開催されたインターハイは、観客約2300人を含む約7000人の来場者があり、大きな成功を収めることができました。地元からも盛り上げていただいたり、町内各所から多数の方にご来場いただいたりするなど、町内のカヌー熱も盛り上がっているものと認識しております。「カヌーの町美郷町」を全国に強くPRすることも出来ました。今後も、全国からカヌー競技者や愛好家が集まる「カヌーの町づくり」に注力してまいります。この度、令和9年3月に、カヌーレIMAIを会場として、「全国高等学校カヌー選抜大会・全国高等学校カヌー長距離選手権大会」の開催が決定をしました。そして、この大会の定期開催化も視野に入れています。全国規模の大会の定期開催が決まれば、多くのカヌー競技者・関係者が繰り

返し来町、滞在されることが見込まれ、カヌー振興のみならず、町の消費拡大や活性化に寄与することが期待されます。日本カヌー連盟、島根県高校体育連盟カヌー専門部、島根県カヌー協会をはじめ関係機関と連携して、令和9年3月の開催に向けた準備に万全を期してまいります。令和12年開催の島根かみあり国民スポーツ大会に向けた準備もしっかり進めてまいります。競技場につきましては、カヌースラローム・ワイルドウォーター特設コースの基本設計に着手をし、競技場造成地の改良を行います。また、島根県カヌー協会や、みさとカヌークラブ、島根中央高校などと連携をし、体験会や講習会の開催などによる、地元競技人口のすそ野拡大や、競技者の育成に取り組んでまいります。また、同志社大学や日本体育大学といった全国の強豪校や、県内外の高校などの合宿利用が増えており、合宿利用助成事業も含めたPR、誘致を強化してまいります。また、カヌー指導者として数多くの日本代表選手や全国トップクラスの選手を育成してこられた指導者を町職員として採用し、これらの取組みを推進してまいりたいと思います。バリの町づくりについて申し上げます。令和7年度は、第2回美郷バリ・フェスティバルの開催、バリ文化体験交流施設の整備、「インドネシア国立芸術大学バリ校」との包括的連携協定の締結など、バリの町づくりの発展に向けた体制の強化や、認知度の向上を図ることができました。美郷町が、令和5年度に受賞した第18回自治体国際交流表彰総務大臣賞にあたっては、選定理由の一つとして、「国際交流を関係人口拡大や移住につなげるという取組みは、これまでになかった観点であり、先進性・独自性の観点から、また、地域の活性化に資する効果を挙げているという点において高く評価できる」というコメントをいただいています。また、この2月には、福田康夫元内閣総理大臣が会長を務めていらっしゃる「一般財団法人日本インドネシア協会」から依頼をいただき、私がオンライン講演で、たくさんの会員の方に、美郷町のバリの町づくりの取組みを紹介をいたしました。民間同士の草の根の交流から始まった交流が、美郷町の認知度の向上だけでなく、人口減少対策や地域活性化へと大きく発展していることの表れだと思います。今後も、バリの町づくりを通じて、「滞在人口」「活動人口」を拡大し、「人口減少に打ち勝つ」「町の活気を創り出す」取組みにつなげていきたいと思います。1つ目は、バリの町づくりへの理解促進と機運の盛り上げです。町民に、バリの町づくりへの理解を深めていただくとともに、身近にバリ文化に親しみ、楽しんでいただく場を増やすため、地域イベントでのバリ文化に関連する取組みに助成を行います。また、国際交流員による地域出前講座を引き続き実施することに加えて、バリ島技能実習生との気軽な交流の場づくりの検討など、人的交流も充実をさせてまいりたいと思います。そして、美郷バリ・フェスティバルなどでのイベントでの一時的な来町だけでなく、普段から全国のバリ好きとコミュニケーションをとり、つながりを持つ仕組みづくりに取り組んでいきたいと思います。2つ目はインドネシア国立芸術大学バリ校との連携事業です。同校では、ガムラン舞踊などの伝統文化や、インテリアデザイン、デジタルアートなど17のコースで3600人の学生が学ばれています。学生との交流により、その知識、アイデアを町づくりに活かした取組みを進めていきます。賑わい創出拠点施設の内装等の学生によるデザイン案の募集や、美郷バリ・フェスティバルへの出演を検討しており、交流を通じて、町と同校の双方の活性化に役立つ取組みを進めてまいりたいと思います。3つ目は、バリ島マス村訪問事業です。毎年のおり、中学校3年生を対象とした学生親善大使を募集するのに加え、一般町民を対象にマス村の皆さんと交流しバリへの理解

を深めていただく一般親善大使につきましては、より参加をしやすいうように助成額5万円を引き上げる予定としています。事業の内容としましては、マス村での文化体験、ホームステイに加えて、インドネシア国立芸術大学バリ校の訪問を調整をしており、美郷町ならではの異文化体験プログラムとして、一層充実をさせたいと思います。また、昨年と同様に、参加された中学生には、「美郷バリ・フェスティバル」に参加をして、盛上げに一役買っていていただく予定です。4つ目は「美郷バリフェスティバル」の開催です。実行委員会と連携をして、町民と全国のバリ好きがさらに盛り上がるイベントとなるよう、ブラッシュアップをしていきたいと思います。また、美郷町の伝統芸能、石見神楽を町外からのバリ好きの来場者にも披露する機会を設けるとともに、バリ文化と融合した創作神楽に取り組むなど、町内外の方に異文化交流を存分に楽しんでいただけるイベントとしたいと思います。そして、イベントの一層の盛り上げや開催継続のために、町内外からのボランティアの募集に加え、全国の企業等からの協賛も募っていく予定です。5つ目は、昨年12月に開設した「バリ文化体験交流施設」の活用です。ガムラン音楽の体験や、展示する楽器等を活用した合宿メニュー、イベントなどを検討し、全国のバリ好きや、ガムラン・バリ音楽愛好者が集い、バリの町づくりの発信する拠点としての活用を進めてまいります。美郷バレー構想を打ち出して、7年となり、獣害対策から始まった取組みは、産官学区民と地域の連携が深まることで、様々な分野に取組みの幅が広がり、進展をしています。ドローンを活用した苗木運搬の実用化により、林業分野の課題解決が大きく前進をし、また、JR三江線廃線跡地を活用した鉄道林再生実証実験では、木材搬出、獣害に強い造林等に向けた大きな成果が表れました。こうした取組みは、昨年10月に開催した「美郷バレー山くじらフォーラム」や、11月に開催された林野庁主催「第4回森林づくり全国大会」、今年2月に開催された林野庁森林計画研究会主催「第73回森林計画研究発表大会」、農林水産省主催で東京と大阪の2会場で開催をされた「第13回全国鳥獣被害対策サミット」で、発表を行い、大きな反響をそれぞれいただいています。また、全国的な課題である熊の緊急重量対策でも、ハンター確保でタイガー株式会社と連携をし、美郷町だからこそ可能な体制を山陰両県市町村で、最初に整備をしています。こうした先進的な取組みに関心を持つ企業、団体や、麻布大学の学生さんたちの来町が増加をし、令和7年4月から今年1月までの美郷バレー関連での訪問・滞在数は98件・911泊となり、特に宿泊数につきましては、前年同期比で351泊増加をし、1.6倍以上となりました。また、日経BP社が発表する全国自治体視察ランキング2025では、総合29位、人口10万人未満の部で、第7位となっており、全国からの注目も一層高まっています。「人口減少に打ち勝つ」ために、これまで培ってきた美郷バレーの連携とノウハウを活かして、様々な分野での課題解決、ビジネスモデルづくりに取組み、滞在人口、活動人口の拡大による町の活性化に結び付けてまいります。令和8年度は5つの取組みに注力をしてまいりたいと思います。1つ目は「野生イノシシの疾病研究コンソーシアム」の結成です。島根県、麻布大学、タイガー株式会社と美郷町の4者で、包括的連携協定を締結します。そして、野生イノシシの豚熱や、アフリカ豚熱等の罹患状況の検査や、野生イノシシの行動との関係の解析による防疫手法の開発、更に、取組みを通して得た知見を獣害対策、ジビエなど資源利用に応用する検討を開始します。全国的な課題に対し、美郷バレーの連携、ノウハウがあるからこそ、踏み込むことができる大がかりで、画期的な取組みとなります。日本の中でここだけの「美

郷モデル」、「島根モデル」の構築を目指し、4者で密接に連携をして取り組んでまいります。2つ目はジビエの町の取組みです。山くじらや美郷もみじを使ったジビエ料理は、町の新名物として人気メニューとなり、町外から人を呼び込んでいます。3月2日には、タイガー株式会社が、ジビエレストラン、「たまりば邑」をゴールデンユートピア内にオープンをされます。昨日2月25日には、報道機関向け試食会が開催をされ大変好評となりました。ジビエ料理に加え、地元・県内産品を使った地産地消メニューの提供を予定しておられ、土日、休日や夜の飲食ニーズにも対応して営業をされる予定であり、町内外から人が集まり、賑わいが生まれることに期待をしています。また、ジビエを利用した学校給食や、山くじら学習を通じた地産地消、食育、農育にも、町内飲食店、学校、住民グループと連携をし、引き続き取り組んでまいります。そして、先ほど申し上げましたコンソーシアムにつきましても、ジビエの安全・安心を確保する対策の検討を予定をしており、美郷町のジビエに付加価値が生まれることが期待をされます。

「食」は、町外から人を呼び込むキラコンテンツとなる可能性を秘めており、「ジビエの町美郷町」の取組みに一層注力してまいります。3つ目に、JR西日本、広島大学、鳥取大学、邑智郡森林組合などと連携をした三江線廃線跡地を活用した鉄道林再生実証実験を、次のフェーズに進めてまいります。令和7年度に行ったJR鉄道林からの木材搬出の取組みを発展させ、線路敷を活用した私有林の木材搬出実証実験を行います。また、この実験と併せて、農学や動物生命科学がご専門の広島大学大学院の西堀正英教授による、人と野生動物のすみ分けの調査研究や、野生動物の個体識別モニタリング調査が、数年をかけて行われる予定です。この取組みに協力し、支援をし、獣害対策に役立てていきたいと思ひます。4つ目に、森林で実施をした野生鳥獣による被害状況の「赤外線ドローン夜間調査による画像データの収集・解析等の実証実験」を、次は農地で実施をします。森林と農地における赤外線ドローン調査の有効性の比較や、夜行性野生動物の農地出没の可視化の手法を実証研究し、森林だけでなく、農地等の鳥獣被害の防止対策につなげてまいりたいと考えています。5つ目に「美郷バレー・山くじらフォーラム2026」の開催です。これまでの美郷バレー構想に基づいた参画企業・団体の取組みや、その成果を発表し、獣害、林業関係者のみならず、幅広い分野の企業・団体や全国に発信をする予定です。また、このフォーラムは、広島県、山口県、島根県の33自治体が参画する「広島広域都市圏」の鳥獣対策部会の事業としても実施をされます。参画する多くの自治体、関係者にもPRをする絶好の機会であり、滞在人口・活動人口の拡大、町の賑わい創出につなげていきたいと思ひます。新たな人の流れづくりについて申し上げます。新たな交流事業として、2つの事業を計画をしています。1つは、山体験や山留学やインターンとして来町していただいた方、町の取組みに関わっていただいた方との交流会を実施したいと思ひます。もう1つは麻布大学の学生さんを対象に、仮称「美郷の魅力体験ツアー」を企画し、フィールドワークセンターの活動以外のカヌー、バリなどの取組み、魅力を体験していただきたいと思ひます。来町をきっかけに町に興味を持っていただき、また、来町後も町とつながりを持っていただく手始めとして開催をし、今後の滞在人口・活動人口の拡大につなげてまいりたいと思ひます。令和7年度にリニューアルした来町支援策である「宿泊滞在助成事業」は、昨年4月から12月までの間、69件の申請・延べ宿泊数約1000泊と、大変多くのご利用をいただいています。引き続き実施をし滞在人口・活動人口の拡大につなげてまいります。大学生を対象に、

3 日以上滞在日数に応じて付与する「みさと。PAY」ポイントも 41 万ポイントとなりました。町内消費への寄与に加え、リピート来町の後押しにもなっています。また、大学生を対象とした町までの移動経費補助も使いやすくと好評をいただいています。利用者も、麻布大学の学生、インターンや研究で町を訪れる大学生、カヌーの合宿、バリ関係団体、町のイベント参加者など幅広い町外の若い方にご利用いただいています。更に、大学生等の町内滞在時の移動の利便性向上を図るため、来年度からミニトマト農業研修施設「とまちえり」に導入をしている EV 車を活用したカーシェアリングを実施をします。また、地域おこし協力隊については、地域の課題解決や活性化の支援や、任期満了後の移住や滞在人口・活動人口につながるよう取組んでまいります。就労型移住体験プログラム「大人の山留学」は、バリの町づくり、カヌー振興の業務に携わりながら、町の暮らしを体験してもらう予定です。農作業体験や町の暮らしを体験していただく短期滞在プログラム「大人の山体験」は、令和 7 年度は 5 人、累計で 17 人に参加をいただいております。体験者、受入れ先の双方から好評いただいております。参加者は、関東圏の大学生が多く、体験参加者に勧められ、後輩が参加をされるケースもありました。PR に加え、こうした参加者同士のつながりから次の参加を生みようにも取り組んでいきたいと思っております。大学生のインターン等では、令和 7 年度は 5 つの大学が来町されています。地域のフィールドワークや町の実践の取り組みの研究を行われ、町への提言や、町のイベントに参加もしていただいております。来町を縁に、に滞在人口・活動人口の拡大につながるよう取り組んでまいります。二地域居住の推進について申し上げます。昨年 3 月に、実際に二地域居住を実践され、町の取り組みと連携しておられた 3 人の方を、美郷町二地域居住アドバイザーに任命をしています。継続的に意見交換を行い、ご提案・ご意見を踏まえた課題整理、検討をしているところです。また、国の地方創生伴走支援制度の採択を受けて、中央省庁に勤務をされている 3 人の伴走支援官ともミーティングを重ねており、二地域居住に加え、町の主要施策についても、様々なアドバイスや情報提供をいただきます。引き続き、国の動向を注視しながら、美郷町ならではの二地域居住施策を作りこんでいきたいと思っております。ふるさと納税につきましては、令和 7 年度は 1 月末で約 2300 万円、企業版ふるさと納税は 2 社から計 400 万円をいただきました、3 月には、東京の企業からビニールハウス 1 棟の物納寄付をいただく予定になっています。ふるさと納税は、様々な町独自の施策に活用できる貴重な財源であり、体験型などの新たな形の返礼品や町独自の特産品など魅力あふれる返礼品の開発・登録に努めてまいります。また、企業版ふるさと納税では、カヌー、バリといった町の取り組みや魅力に関心を持たれた企業から寄付をいただきました。返礼品の開発・登録に加え、町の強みや魅力を活かして、納税先としての発信力を強化をし、納税額の増加に努めてまいります。重点分野の 3 のつ目「町の活気づくり」について申し上げます。産業の活性化なくして、活気を創出することが出来ません。「人口減少に打ち勝つ」「町に活気を創り出す」ための取り組みに注力してまいります。美郷町商業活性化賑わい創出事業について、申し上げます。美郷町では、人口減少や産業の衰退により、日々の買物や飲食の環境が著しく悪化をしています。こうした町民の不便を解消するため、賑わい創出拠点を整備をし、小売店や飲食店を誘致し、町民の暮らしを支える環境を改善します。しかし、毎年 100 人前後の人口が減少していく中、高齢者を中心とした町民だけを相手にした商売では、人口減少の影響をまともに受け、売上げが落ち、早晚、事業の継続が危ぶまれる事態となりかねませ

ん。「人口減少に打ち勝ち」創り出した賑わいを継続していくためには、町民だけでなく、町外からの来客や子育て世代など幅広く多様な層を取り込んでいく工夫が必要不可欠となります。拠点には、多彩な機能を集約し、町内外から多様な人を呼び込んで、持続可能な賑わいが創り出されるような拠点づくりを目指していきます。1月には、美郷町公式ホームページ内に「賑わい傷出拠点施設事業特設サイト」を開設しました。随時内容を更新し、町民の皆さん向けや、事業者向けのテナント募集など、きめ細かく事業の情報をタイムリーに発信してまいります。建設については、基本設計を修正し、概算工事費を約7億5000万円分圧縮をして、19億円としました。現在、詳細設計を進めており、令和8年度の建設着手に向けて着実に進めてまいります。また、先日、発表させていただきましたが、JA島根、JA全農Aコープ株式会社と美郷町で、包括連携協定を締結します。3者が連携をして、「人口減少社会の中で、持続可能なビジネスと町づくりの中山間地域モデルとなることを共通目標として、美郷町の商業活性化と賑わい創出の実現を目指してまいります。この連携協定は、従来あった買物支援、の連携協定の枠を超え、商業活性化を核とした町づくりに取組む全国でも先駆的なものです。この連携協定締結により、拠点施設メインテナントとしてAコープの出店を決定いたしました。更に、この出店に伴い、現在のAコープ邑智店跡地に、JA島根が、農業関連・生活関連用品を幅広く扱う小売販売店を出店される予定となっています。それ以外の3店舗のテナント募集についても準備を進めており、令和8年度に入り公募を開始し、テナントを決定したいと思います。更に、事業開始に向けて、2つの取組みを開始します。農業については、地元産品の生産力を強化していくため、産直企業組合への加入や産直市への出品をする生産者の機械の導入・更新に対する補助制度を新設します。また、テナント出店者に対しては、出店にあたっての支援の検討を開始します。町の強みを活かしたビジネス創出、町内事業者支援等について申し上げます。令和8年度も引き続き「みさとと。ビジネスプランコンテスト」を実施し、町の強みを活かしたユニークなビジネスにチャレンジをする事業者を発掘し、取組みを支援してまいります。令和7年度の応募プランでは、受賞者はありませんでした。しかし、6件応募をいただいています。毎回、町内外・県外からも、複数の応募をいただいております。コンテストの認知度が広がり、定着をしてきていると思っています。また、令和5年度受賞者の長寿県長寿町をテーマにした事業が、令和8年度前半に開始をされる予定です。引き続き、コンテストを実施をし、採用した事業者の伴走支援によって、町の課題解決や強みを活かしたビジネス創出につなげてまいりたいと思います。町内事業者を幅広く支援する「地域商工業等支援事業」につきましては、引き続き、空き店舗等の利活用や異分野進出、起業や特産品開発、事業継続等の幅広い意欲的な取組みに加えて、令和7年度に新設をしました、チャレンジ事業者支援枠での試作品の開発やビジネススクール通学の支援を行ってまいります。そして、創業の促進を図るため、産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」の策定と、その計画の中小企業庁の認定に向けて手続を進めてまいりたいと思います。認定を受けることができれば、経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得サポートや、登録免許税の軽減措置、融資の特別利率適用といった支援が継続的に受けられ、意欲を持つ創業希望者のチャレンジを後押しすることができます。金融機関、NPO法人、商工会等と連携をして取組んでまいりたいと思います。地域電子マネー「みさとと。PAY」はアプリの導入により、利用者と店舗の双方の利便性が向上し、加盟店も90店舗まで

拡大をしてきています。1月からは、町民から利用希望の多かったAコープ邑智店での取扱いも始まっています。引き続き、美郷町商工会と連携をして、利用店舗の拡大を図るとともに、消費の町内循環や町外からの消費の取り込みの仕組みづくりに、取り組んでまいります。「みさと農業再生プラン」について申し上げます。プランの核である「みさと型ゼロカーボン農業モデル」の取組みを加速し、担い手を町外から呼び込み、就農・定住につなげていきたいと思っております。この取組みは全国から注目を集めており、農業専門誌を初め、多くのメディアやセミナーで取上げられ、県外・町外から多数の視察も訪れています。ミニトマト農業研修施設「とまちえり」での1期生3人の研修は、順調に進んでおり、4月には2期生、3人が新たに入所をする予定です。また、研修終了後の再エネ発電を活用した就農者向けリースハウスの財源の確保や、再生エネルギーの効率的活用などのため、連携協定を締結している日本総合研究所など外部専門家と連携をした国の制度活用に向けた準備も進めてまいります。「守る農業」の要であるファームサポート美郷につきましては、引き続き、農業支援サービスへ注力し、また、リースハウス栢谷団地のミニトマト栽培事業を引き継ぎ、組織・運営基盤の強化を図ってまいります。農業支援について申し上げます。集落営農組織への支援につきましては、乾燥機、ドローン等の共同利用機械の導入・更新の補助率引上げや対象拡大、格納庫修繕への補助の実施など制度を拡充しており、引き続き活動継続や作業効率化を支援してまいります。また、中山間地域等直接支払交付金につきましては、人材の確保・育成等に対する「ネットワーク加算」や、リモコン式自走草刈り機やドローンなど導入に対する「スマート農業加算」が創設をされています。農業の継続・効率化を図るために、それらの活用を推進する必要な支援を行ってまいります。畜産につきましては、子牛価格は県平均73万2000円と前年比で約25万円上昇をしておりますが、飼料価格の大幅な高騰などコスト上昇の状況は続いています。特に、多頭飼育農家につきましては、県などと連携をしたサポートに加え、様々な町の補助制度を活用し、継続的に支援をしてまいります。林道・農業の基盤整備について申し上げます。林道等につきましては、林道大野線の側溝整備は、令和7年度で完了し、令和8年度からは、落石や路肩崩落の危険性がある林道信喜線の局部改良に着手し、地域住民の生活道路としての強靱化と安全確保を図ってまいります。また、令和11年度開設を目指した県営林業専用道ロクロ谷石見線の工事継続や、林道、森林作業道の維持、開設等を行ってまいります。農業基盤については、宮内地区のほ場整備が令和7年度に採択をされ、詳細設計等が完了しました。令和8年秋から本格的に工事着手となる見込みであり、地元や県と協議をしながら進めてまいります。観光振興について申し上げます。美郷町観光協会では、法人化に向けた準備を進められています。法人化により、美郷バレー構想、カヌーの町づくり、バリの町づくりなど、町の強みを活かした町外から人を呼び込む取組みや、町内施設事業者と連携した幅広い事業を主体的に展開することができるようになります。法人化に向けた取組みを支援するとともに、協会と密に連携をとり、町の魅力発信や観光メニュー開発、コンテンツ活用により、滞在人口の拡大につなげていきたいと考えています。田之原を流れる「両国おろし」や野間の雲海、それらの発生を予測する雲海予報は、每期メディアに多数取上げられ、町の名所として定着し、年々来訪者が増えています。より魅力を高め、一層の来訪者増加を図るため、前日からの星空観察や、専門家による雲海レクチャーなどの雲海イベントの企画や、フォトスポットとしての環境整備を検討してまいり

ます。また、駐車場が不足するほどの来訪者もあることから、その対策についても、検討していきたいと思います。石見神楽につきましては、美郷町神楽連絡協議会と連携をし、企画や魅力発信に努めてまいります。昨年 11 月に開催をされた第 2 回美郷町神楽共演大会では、町内 6 つの神楽団と邑南町、安芸高田市の神楽団が出演をされ、一昨年来を上回る 450 人以上の来場者があり、大盛況となりました。令和 8 年度も開催が予定をされており、開催を支援するほか、広島広域都市圏、江の川流域広域観光連携推進協議会などとも連携をし、町外への PR、集客やリピーターの拡大に努めてまいります。そして「美肌県美肌町」のキャッチフレーズを活用し、美肌温泉を中心とした観光コンテンツの魅力発信も強化してまいります。」島根県観光連盟による観光動態調査では、県内観光目的の第 1 位は「温泉に入る」となっており、70%を超える回答となっており、温泉は極めて有力な観光コンテンツであると考えております。千原温泉、湯抱温泉、潮温泉などの PR 強化に加え、周辺の大田市、郡内にある多くの温泉施設との広域連携も検討してまいります。その他、町民の暮らしに密接するインフラ整備等の取組みについて申し上げます。国道 375 号につきましては、引き続き湯抱 2 工区の改良と、響谷から道の駅までの長藤工区の歩道整備が進められます。県道については、川本波多線、多田港工区の江の川の左岸側で、引き続き盛土工事が進められます。地頭所から港工区では、港地内で本格的に嵩上工事が着手され、盛土工事が進められます。また、別府川本線の京覧原地頭所工区の待機所整備の工事着手や、これらの事業の着実な実施・推進のために、引き続き県に働きかけてまいります。国道 375 号の長藤地内の未改良区間、県道川本波多線の高畑地内の冠水対策等につきましては、事業化を引き続き要望をしてまいります。町道等につきましては、継続事業として、都賀行宮内線、滝原下線、吾郷浜原線、明塚地区の拡幅改良、上川戸粕渕線、吾郷浜原線亀村地区の法面对策、生活関連道路の三反谷線、奥山支線、笹目線の拡幅改良を予定しており、新規事業では、久西熊見線の拡幅改良を計画しています。上下水道事業につきましては、町民生活に不可欠なインフラとして、将来にわたり持続していくよう経営努力を続けてまいります。簡易水道事業につきましては、令和 13 年度までを計画期間とする比之宮地域簡易水道施設のほか、令和 7 年度に着手した吾郷地域簡易水道施設の改良を引き続き進めてまいります。また、新規事業として、君谷地域と都賀地域の簡易水道施設の改良を計画しています。下水道事業については、令和 5 年度に着手しました固定式脱水機の設置が完成し、本格的な稼働を開始します。人権問題の取組みについては、昨年 12 月に美郷町カスタマーハラスメント防止条例を制定し、町全体でカスハラ防止に取り組む機運づくりに努めています。社会経済情勢の変化や価値観の多様化等により、ジェンダー、様々なハラスメント、犯罪被害者など、新たな人権問題への対応の重要性が増しており、特に、インターネットや SNS、生成 AI などによる人権侵害が社会問題化しています。「一人一人の人権が尊重される社会の実現」に向けて教育・啓発・相談など、国・県などの関係機関と連携して取り組んでまいります。令和 8 年度予算に関し、冒頭で申し上げました方針・概要のほか、主な点を申し上げます。一般会計の総額は 78 億 9900 万円で、前年度と比較し 1 億 5000 万円、1.9%の増額となっています。また、特別会計については、4 会計で合計約 9 億 5000 万円です。また、3 つの重点分野の取組みに係る予算額は約 19 億 8700 万円となっています。財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめ、国・県などの様々な補助金や過疎対策事業債などの有利な起債の活用にも努めるほか、

基金も活用しています。財源確保に努めることに加えて歳出予算の精査や事業内容を工夫し、中長期的な視野を持って持続可能な財政運営に努めてまいります。結びとなりますが、今、美郷町では、これまで進めてきた「人口減少に打ち勝つ」「活気を創り出す」ための様々な取組みが、次のステージに移ろうとしており、佳境を迎えようとしています。全国から集うカヌーアスリートたちが、カヌーレ IMAI の水面で、一心不乱に、ゴールを目指してパドルをこぎ進む。それは町の2つのビジョン「活気あふれる明るい町」、「町外と活発な交流のある町」の実現に向かい、困難を恐れず挑戦を続ける美郷町の歩みそのものです。「私たちは過去を変えることは出来ませんが、未来を創り出すことは出来ます」「人口減少の荒波を乗り越え、力強く前に漕ぎ出す年としたい」と思っています。美郷町の未来に向けて、人口減少に打ち勝ち、町に活気を創り出していくために、水面を力強く切り開いて進むカヌーの如く、美郷町を次のステージへ飛躍させる年としたいと思えます。町民、議員、関係各位の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。諸議案につきましては、担当課長から説明を申し上げます。何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

●原議長

町長の施政方針が終わりました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

(休 憩 午 前 10時56分)

(再 開 午 前 11時05分)

●原議長

会議を再開いたします。

日程第4、議案の上程説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案11件、予算案7件、一般事件案11件の計29件であります。

議案第1号から議案第29号までの29議案を一括上程します。

初めに、議案第1号から議案第11号までの条例案11件について、順次、提案の理由の説明を求めます。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

上程いただきました議案第1号について説明申し上げます。この条例は、職員の特殊勤務手当について、月額で支給している3つの手当について、勤務の事情や他団体の状況、均衡などを踏まえて、日額とするため所要の改正を行うものです。新旧対照表の方をごらんください。1つ目の税務職員の特殊勤務手当については、徴収手当とし、その対象業務は、税金の徴収に加え、同様に徴収業務を行う例外収入金も含むものとなります。そして、その単位を、それらに従事した日といたします。該当する条文改正は、第2条第2号と第4条です。2つ目の水道管理手当は、水道施設管理手当に、3つ目の

下水道管理手当は、下水道施設管理手当とし、対象業務は、それぞれの施設の管理にかかる業務とします。単位も同じく、それらに従事した日といたします。該当する条文改正は、水道施設管理手当は第6条、下水道施設管理手当は第7条です。そして、支給額につきましては、3つの手当ともに月額8000円を日額400円といたします。該当する条文改正は、第4条第2項で、この条項を引用する水道施設管理手当の第6条第2項と下水道施設管理手当の第7条第2項も同様となります。そして、この条例の施行期日につきましては、令和8年4月1日といたします。以上で、議案第1号の説明を終わります。

続きまして、同じく上程いただきました議案第2号について説明申し上げます。この条例は、消防団員の定員と運用に関し、見直しを行うため、所要の改正を行うものです。新旧対照表をごらんください。第2条をごらんください。1つ目の定員については、現在の300人から260人に見直しを行います。現在の定員は、平成19年に改訂され、現在まで変わらずにいますが、町の人口減少や近年の退団者の増加、入団者の減少により現実的な定数ではなくなっています。また、実人員も250人程度にずっと推移しており、これらの実情を踏まえた定数といたします。次に、第3条をごらんください。一方で団員数を確保していくために、入団可能年齢を45歳未満から55歳未満に上げます。現場では、45歳以上の方を勧誘したい入団希望者がいるといった声もいただいております。そうした点も踏まえて年齢上げを行い、団員の確保に役立てたいと考えております。これらの点につきましては、約1年をかけて消防団本団で検討してこられ、この2月の役員会で、決定されておられます。参考として、比較の大きな目安の一つである県内町村比較を申し上げます。定数に基づく、団員1人当たり住民数は、県内町村平均は、18.6人で、改正後の美郷町消防団で、16.7人です。改正後の団員数でも、団員1人当たり住民数は、県内町村平均より高い密度を維持しております。そして、この条例の施行日は令和8年4月1日とし、また、附則で経過措置を定め、施行日前においても改正後の55歳未満の方を対象とした入団手続が進められるようにしています。以上で、議案第2号の説明を終わります。両議案のご審議よろしくお願い申し上げます。

●原議長

番外、住民課長補佐。

●田原住民課長補佐

失礼いたします。上程いただきました議案第3号、美郷町隣保館条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。近年、町内でご不幸があった際に、通夜、葬儀の会場として、隣保館を利用されることが増えてきておりました。これまでは、通夜、葬儀の順序として、ご自宅等から出棺し、火葬場において火葬を執行された後に、通夜、葬儀を行うケースが一般的でありましたが、最近では、様々な事情により、通夜、葬儀を全て済まされた後に火葬をされるケースが増えてまいりました。今後、隣保館を利用した葬祭の際に、通夜が終了した後に、夜間に一晚ご遺体を安置するケースも想定されるため、関連する条例の所要の改正を行うものです。美郷町隣保館条例では、第12条に、使用料の規定があり、使用者は、使用料金表、別表に定める額を上限とし、規則で定める料金を納めなければならないとされています。別表の記載につきましては、新旧対照表をごらんください。別記1で、利用料金の上限を冠婚葬祭で利用する場合、1日につき1万円であるところを2万円に改正します。この金額の設定は、各課が所管

する町内の公共施設、小規模集会所ですとか、教育集会所、君の谷農村塾や基幹集落センターなど、冠婚葬祭で利用する際に設定されている利用料の上限金額である2万円にそろえるものです。この改正により、通夜葬儀で、隣保館を2日間使用する場合は利用料金として、夜間の遺体の安置を伴わない場合は、従来どおりの金額2万円、1万円の2日分ですけれども、これが夜間に遺体を安置する場合は、夜間の冷暖房使用を考慮しまして、1日分の料金を50%増額し、1万5000円として、2日間で2万円の利用料を、2万5000円としたいと思っております。なお、夜間の施設利用にあたっては、防火管理上、可燃性のろうそくや線香など、火器類の使用は遠慮いただき、電子式のろうそくや電子式の線香等を準備したいと考えております。再度改め文をお願いいたします。附則で、この条例は令和8年4月1日から施行するとしています。以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

上程いただきました議案第4号、美郷7町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。先ほど、議案第3号においては、美郷町隣保館条例の一部を改正する条例の制定理由につきまして、住民課長補佐が詳細に説明を行いました。公民館におきましても、町民の皆様方、通夜、葬儀等利用されることを考慮し、関連する条例の必要な改正を行うものでございます。それでは、新旧対照表をごらんください。まず第1条でございます。法第21条第24条の規定によりという条文を、法第21条及び第24条の規定によりという条文に整理をいたします。次に、第7条第2項第2号中、政治的または宗教的活動にわたるという表現がございます。この部分を法第23条に、失礼いたしました。法第23条の規定に反するに改めることとしております。この社会教育法第23条では、公民館が行ってはならない行為として、専ら営利を目的として事業を行うことや、特定の政党の利害に関する事業、また、党首の選挙に関し、特定の候補者を支持すること、そして、特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派、もしくは、教団への支援が明記をされております。続きまして、別表第11条、使用料関係です。別記1におきましては、冠婚葬祭で利用する場合の利用料金上限額、こちらを1日につき1万円を2万円に改正をいたします。この金額設定につきましては、先ほどの議案第3号、隣保館の関連条例一部改正と同様の理由となっております。最後に附則の方では、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、上程いただきました議案第5号、美郷町集会所条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この議案につきましても、議案第3号及び第4号と同様に、集会所が住民の皆様方の通夜、葬儀等を使用されることを考慮し、それに関連する条例の必要な改正を行うものでございます。それでは、新旧対照表をごらんください。まず、第2条、名称及び位置の表、別記1からは、名称、高畑集会所、そして、1、美郷町高畑348番地1こちらを削除いたします。これは、高畑集会所が、集会所としての役割を終えたと判断したため、閉鎖に関する内容の変更を行うものでございます。次に、別表第2、第16条、使用料に関する事項でございます。こちらは、別記2に記載されています。利用料金の上限につきましては、冠婚葬祭で利用する場合の金額を、

1日につき1万円から2万円に改正をいたします。この金額設定につきましても、議案第3号及び第4号と同様の理由によるものでございます。最後に附則では、この条例は令和8年4月1日から施行すると明記してございます。以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、上程いただきました議案第6号、美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。それでは、新旧対照表をごらんください。別表、第1条及び第3条に関する内容、別記1をご確認ください。こちらの別記1では、学校薬剤師の報酬を4校で年額6万7800円としているところを、1校当たり2万600円に改めることとしております。この変更は、邑智郡内の3町で、学校薬剤師の報酬設定につきまして調整を行い一致をさせた結果によるところでございます。最後に、附則につきましては、この条例は令和8年4月1日から施行するとしてございます。以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いをいたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●志村健康福祉課長

上程いただきました議案第7号、美郷町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、子ども子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、令和7年11月13日付けの内閣府令第95号により定められた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定めるものでございます。乳児等通園支援事業につきましては、昨年12月定例会において、事業所の職員配置や面積要件等に関する町の認可に必要な基準を定める条例の制定についてご承認いただいたところですが、この度の条例の制定は、本事業を令和8年度から給付事業として実施するにあたり、定員設定、勤務体制の確保、苦情対応など、事業運営の適格性を町が確認するために必要な基準を定めるものでございます。いずれも同じ乳児等通園支援事業に関する基準でございますが、制度上の位置づけが異なることから、それぞれ別に基準を定める必要があることを申し添えます。なお、条例制定の経緯、考え方及び内閣府令の概要につきましては、お配りした参考資料のほうをご参照ください。次に本条例の内容につきまして、ご説明いたします。第1条では、子ども子育て支援法の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を、本町の条例として定める本条例の趣旨として規定しております。第2条では、本条例において使用する用語については、子ども子育て支援法及び国が定める特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準において使用される用語の例によることとし、用語の解釈にそごが生じないように規定しております。第3条では、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、国が定める基準と同一の内容を適用することとし、本町独自の基準は設けず、国の基準に準拠することを規定しております。附則につきましては、第1条で本条例の施行日を令和8年4月1日と定めております。第2条では、施行期日前であっても、本条例に基づき必要となる手続等の準備行為を行うことができることとしております。以上で議案第7号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第8号、美郷町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。この度の条例改正は、国民健康保険診療所の診療日

及び診療時間について、現在の運用に合わせて規定を整備するものでございます。初めに、沢谷診療所につきましては、令和6年11月に、火曜日を担当していた医師が逝去されて以降、火曜日の休診が継続しております。診療時間につきましては、それ以前から、午後2時30分から午後3時30分までの運用となっております。また、大和診療所につきましても、水曜日の午前中に、比之宮地域で出張診療を実施していることから、移動時間等を考慮して、午後の診療開始時間は午後2時からの運用を行っております。今回、いずれも既に行っている運用の実態に合わせて、美郷町国民健康保険診療所条例第8条について改正を行うものでございます。改正の内容につきましては新旧対照表によりご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、対照表の方をご覧ください。別記1のほうになります。まず、大和診療所につきましては、水曜日の診療時間を午後1時から午後5時までとしているところを、午後2時から午後5時までに改めます。次に沢谷診療所につきましては、診療日を毎週火曜日及び水曜日としているところを、毎週水曜日とし、診療時間を午後1時から午後5時までとしているところを、午後2時30分から午後3時30分までに改めます。続きまして本文の附則をお願いします。この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。以上で議案第8号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、活気あふれる町づくり課長。

●石田活気あふれる町づくり課長

上程いただきました議案第9号、美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明します。まず改正の理由ですが、現在町では、人口増対策としての移住定住の取組みと、外部の力を活用して、町の活気をつくり出す町の強み、特色を生かした滞在人口・活動人口の拡大、また合わせて2地域居住の推進も検討しております。これらの施策を総合的に進めるため、対象者の拡大等、所定の規定の整備、整理を行うものでございます。改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。1ページをお願いいたします。初めに第1条において、名称を移住体験等活動住宅に変更しております。第2条において、設置の目的を規定しています。第1号では、移住、2地域居住のための田舎暮らし体験、第2号では、美郷町での地域活動、そのための生活拠点として設置を行うこととしています。あわせて別表第1を削除いたします。第3条において、名称を移住体験住宅から活動住宅に変更しております。第3条以降の各条についても同様の変更しております。第4条においては、住宅の設置について規定をしています。第1号では、活動住宅として、町が整備を行った住宅、それから第2号では、改正前と同様に、民間から賃貸借契約をしてお借りする住宅としております。また合わせて活動住宅の名称及び所在地は別に定めることとしています。2ページをお願いします。第5条では、入居対象者を規定しています。利用時において、町外に住所を有する方で、第2条に定める移住2地域居住のための田舎暮らし体験、美郷町で地域活動を行うものとしています。第6条では、入居期間を現行の2年以内から2年を上限として別に定めることに変更しております。現行の移住体験住宅というものは、移住を目的とした住宅でしたので、2年以内という、かなり長期な利用も可能となる期間としておりました。改正後は、2地域居住であったり、美郷町での地域活動も目的としておるため、それぞれの目的に沿った利用期間を定めるための改正として

おります。第7条では別表第2を削除し、使用料は別に定めることとしています。改正本文3ページのほうをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしています。以上で、議案第9号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第10号、美郷町UIターン者定住支援住宅条例を廃止する条例の制定について、ご説明いたします。UIターン者定住支援住宅は、町内の空き家を有効活用し、UIターン者の移住定住の支援を行うことを目的したものです。町が空き家の所有者から、住宅を定住支援住宅として借り上げ、必要な修繕を行い、UIターン者に対して住宅を貸し出す、そういった仕組みでございます。この度、その契約しておりました賃貸借契約が満了する令和8年3月末日で、この契約が満了することから、本条例のほうを廃止するものです。附則といたしまして、この条例の施行期日は令和8年4月1日としております。以上で、議案第10号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

上程いただきました議案第11号、美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。この改正は、町営住宅の解体に伴い、条例の別表を改正するものでございます。新旧対照表で、ご説明をいたします。改正する内容は、別表、別記1から、猿部団地、昭和42年度建設、3項を削除します。本文の2ページへお戻りください。なお附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するとしています。以上が議案第11号になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

条例案の説明が終わりました。

ここで少し早いですけれども、休憩に入り、再開を午後1時からといたします。

(休憩 午前11時30分)

(再開 午後 1時00分)

●原議長

それでは、会議を再開いたします。

議案第12号から議案第18号までの予算案7件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第12号、令和8年度美郷町一般会計予算について、ご説明いたします。令和8年度の予算編成にあたっては、町民の暮らしに密接する分野への対処や、課題解決に優先的に配分し、「人口減少に打ち勝つ」「町に活気を創り出す」た

めの施策を推進する予算編成としました。可能な限り有利な財源の活用、確保に努め、また、蓄えた基金を活用し、第1条の予算総額は、歳入歳出それぞれ78億9900万円、対前年比1億5000万円、1.9%の増予算となっています。第2条債務負担行為、第3条地方債につきましては、後ほど説明させていただき、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用につきましては、これまでの予算と同様です。それでは、具体的に予算の説明を進めていきます。7ページ、第2表債務負担行為をお開きください。事項は、美郷町商業活性化賑わい創出事業、期間は令和9年度から令和10年度までの2年間、限度額を19億3000万円としております。内容は、施設の建設に係る工事請負費、設計及び管理委託費、移転補償費、出店支援補助金などで、現状では、令和9年度に12億円、令和10年度に7億3000万円と見込み計上しております。次に、第3表地方債、8ページをお願いいたします。それぞれ起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものです。全体で8億8350万円を限度額としております。各事業の目的に即し、かつ、できるだけ有益な地方債活用を心がけ、地デジ再送信放送設備更新事業を始め、美郷農業再生プラン推進事業、道路橋梁整備事業等に充当することとし、前年比5580万円の増です。主な増減につきましては、後ほど事項別明細書で説明をさせていただきます。歳入予算についてですが、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を合わせました自主財源は、14億5962万6000円で、比率は18.5%となっています。譲与税各交付金、地方交付税、国県支出金、地方債を合わせました依存財源は64億3937万4000円で、81.5%の比率です。詳しくは、別途配信をしております当初予算の概要3ページを、後ほどご確認いただければと思います。それでは、事項別明細書にて、増減額の大なるものについて説明をさせていただきます。11ページをお願いいたします。款1町税、項1町民税、目1個人、節1現年課税分です。昨年度より595万5000円増額見込みの1億3710万6000円としております。令和7年度において、納税義務者所得額の増があり、それを考慮しての見込額の計上です。中段の項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分ですが、令和7年度の当初調定額より、前年比331万3000円減の2億5434万8000円で計上しております。12ページへ進んでいただきまして、最下段から、13ページにかけての款2地方譲与税につきましては、これまでの実績からの推計、款3利子割交付金から14ページの款8環境性能割交付金につきましては、県からの交付見込額を参考に予算計上をしております。15ページをお願いいたします。款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1同交付金、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収の補填などを見込み、前年比526万4000円の662万1000円としております。次に款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、普通交付税につきましては、国勢調査人口減の影響が見込まれますが、個別算定経費及び包括算定経費について、国より示された伸び率及び県の試算額等を勘案し、前年比1億2000万円増の33億5000万円を見込んでおります。特別交付税は、近年の全国各地で頻発する自然災害等の厳しい情勢を考慮しつつも、地方バスに要する経費の増など、需要額の増大が見込まれることから、前年比3000万円増を見込み、地方交付税の合計額は35億8000万円を計上しております。16ページをお願いいたします。款12分担金及び負担金、項2負担金、目2衛生費負担金、節1保健衛生費負担金、川本町からの火葬場運営費負担金620万4000円で、前年比732万8000円の減ですが、川本町と共同で運営しております眺光苑の空調設備の更新完了等に伴うものです。最下段

になりますが、款 13 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 5 土木使用料、住宅使用料 6415 万 1000 円。前年比 203 万 8000 円の増で、住宅への入居世帯数の増によるものです。18 ページをお願いします。下段の款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、本年度予算額が 3 億 5256 万 8000 円で、前年比 1009 万 4000 円の増となっておりますが、これは、19 ページの節 3 児童福祉負担金の 1 行目にございます子どものための教育保育給付負担金の増、1251 万 8000 円がその主たる増要因です。続いて、項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金、本年度予算額 1770 万円で、前年比 138 万 6000 円の減ですが、主要因は、節 3 児童福祉費補助金に、昨年度は計上がありました子ども政策推進事業費補助金の皆減 150 万円によるものです。次に、目 2 衛生費国庫補助金、本年度予算額 8118 万 7000 円で、前年比 1343 万 7000 円の増額です。これは、説明欄の 3 行目の地域脱炭素移行再エネ推進交付金の増 1280 万 7000 円によるものです。20 ページへお進みください。目 3 土木費国庫補助金、本年度予算額 2 億 7344 万 6000 円で、前年比 1 億 12 万 5000 円の増ですが、これは、節 1 住宅費補助金の空き家対策総合支援事業補助金の増が 2500 万円、社会資本整備総合交付金の増が 770 万円、節 2 道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金の増が 6742 万 5000 円となっております。その下ですが、目 4 教育費国庫補助金、本年度予算額 31 万 3000 円で、前年比 714 万 7000 円の減ですが、これは昨年度計上しておりました教育費補助金の学校施設環境改善交付金 707 万 3000 円の皆減によるものです。続いて、目 5、総務費国庫補助金、本年度予算額 4 億 3438 万 3000 円で、前年比 1 億 1401 万 7000 円の減です。これは、説明欄 3 行目の地域公共交通確保改善事業費補助金の減 1 億 4820 万円。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の改増 8124 万 9000 円。デジタル基盤改革支援事業補助金の減、1 億 488 万 4000 円。21 ページになりますが、新しい地方経済生活環境創生交付金から名称が変わります地域未来交付金の減、1 億 8640 万 3000 円。1 行を飛ばしまして、ケーブルテレビ複線化等整備支援事業補助金、情報システム運用最適化支援事業補助金の改増によるものです。22 ページをお願いします。款 15 県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、本年度予算額 1 億 5441 万 9000 円で、前年比 1335 万 1000 円の増です。主な増減要因としましては、節 1 社会福祉費負担金の保険基盤安定制度負担金の増 278 万 7000 円。次の節 3 児童福祉費負担金の子どものための教育保育給付費負担金の増、332 万 6000 円。2 行目の児童手当負担金の 305 万 2000 円などです。続いて、1 ページ飛ばして、24 ページをお願いいたします。目 4 農林水産業費県補助金、本年度予算額、1 億 1656 万 1000 円で、前年比 308 万 3000 円の減。主な増減ですが、節 1 農業費補助金の中山間地域直接支払い交付金の減、360 万円。7 行下がりまして、就農前研修費助成事業補助金の減、144 万円。さらに 4 行下がり、農業水路等長寿命化防災減災事業補助金の減、270 万円。1 行飛ばしまして、新規就農者育成総合対策事業補助金の増、195 万円。昨年度計上のありました水田園芸拠点づくり事業補助金の皆減、360 万円。さらに一つ飛ばしたサポート体制構築事業補助金の減、900 万円。その下ですが、地域農業の維持発展に向けた担い手の確保育成支援事業と、地域主導型産地創生支援事業補助金については、いずれも改増となっております。それから、節 2 林業費補助金ですが、農山漁村地域整備交付金が皆減 400 万円。林業木材産業成長化促進対策復興交付金の皆減、200 万円となっております。次に、目 5 教育費県補助金。本年度予算額 2650 万 1000 円で、前年比 998 万 7000 円の減です。主な増減は、節 1 社会教育費補助金。25 ページで

すが、国民スポーツ大会市町村競技施設整備費補助金の改増 654 万 5000 円と、昨年計上のありました全国高校総体島根県施設整備補助金の皆減 1801 万 1000 円。節 2 教育総務費補助金の 5 行目、教育支援体制整備支援事業補助金の増 451 万 8000 円。最終行の学校教育費の抜本的な負担軽減事業費補助金の改増 812 万 2000 円。それから、昨年は計上のありました公立学校情報機器整備事業費補助金、小中学校分の皆減、それぞれ 575 万 6000 円、429 万円となっております。次に、節 7 土木費県補助金。本年度予算額 1003 万 9000 円で、前年比 2032 万 9000 円の減ですが、説明欄 4 行目の島根定住推進住宅整備支援事業費補助金の減によるものです。続いて、26 ページをお願いいたします。項 3 委託金、目 2 総務費委託金、本年度予算額 938 万 2000 円で、前年比 1063 万 5000 円の減。これは、節 4 統計調査費委託金の基幹統計調査費委託金の減 521 万 6000 円。節 5 選挙費委託金の知事及び県議選挙委託金の改増 337 万 7000 円。参議院議員選挙委託金の皆減 889 万 2000 円によるものです。下段に参りまして、款 16 財産収入、項 1 財産運用収入、27 ページへ進んでいただきまして、目 2 利子及び配当金、本年度予算額 1493 万 7000 円で 813 万円の増。節 1 利子の増によるものですが、預金利率の増と、基金の債券運用による利子収入の増で、財政調整基金 63 万 1000 円、4 行目の公共施設維持管理基金 51 万 8000 円、地域振興基金 539 万 1000 円の増などで、28 ページをお願いいたします。下段の款 18 繰入金、項 2 基金繰入金 29 ページにわたっておりますが、本年度予算額 6 億 7856 万円。前年比 314 万円の減ですが、内訳としましては、目 1 財政調整基金繰入金の増 2500 万円。目 2 減債基金繰入金の増 1000 万円、目 3 の公共施設維持管理基金繰入金、以下、特定目的基金の繰入金の減 3814 万円です。なお、本年度は、文化財保存活用基金からの繰入金 150 万円を計上しております。28 ページにお戻りいただきまして、目 1 財政調整基金繰入金は、一部事務組合負担金や他会計及び事業会計への繰出金、その他不足する財源を補うため 4 億 1500 万円を計上しております。目 2 減債基金の繰入金については、令和 6 年及び令和 7 年度の普通交付税で措置されました臨時財政対策債償還財源分を考慮し、1000 万円の増額計上としております。以下の特定目的基金の繰入額の詳細につきましては、別途配信の令和 8 年度当初予算の概要 9 ページをごらんください。続きまして、少し飛ばして 31 ページをお願いいたします。款 20 諸収入、項 5 受託事業収入、目 1 造林受託事業収入、本年度予算額 642 万 3000 円で、前年比 450 万 4000 円の増。公社造林受託事業収入の増によるものです。続いて、項 7 雑入、目 5 雑入、本年度予算額 8966 万 2000 円で、前年比 3791 万 6000 円の減です。主な増減ですが、節 2 総務費雑入、説明欄の下から 6 行目の光ケーブル移設補償金の減 3770 万 2000 円。これは、港地区の支障移転の完了による減がその主たる要因です。32 ページへ進んでいただきまして、説明欄の下から 5 行目、新たな移住定住推進プロジェクト補助金の減 238 万 8000 円。その下の邑智郡子ども海外施設研修助成金とゴールデンユートピアおおちレストラン光熱費は、改増となっております。節 3 民生費雑入については、7 行目にあります新予防給付マネジメント報酬の減 156 万円。地域支援事業委託料の減 276 万 2000 円。33 ページになりますが、節 4 衛生費雑入の最終行、旧三江線沿線管理協力金の増 260 万円。節 6 農林水産業費雑入は、補助金返還金 150 万円と最終行のみさとと。トレーニングファーム精算金販売収入 350 万円の改増などです。次に款 21 町債、項 1 町債です。目 1 総務債、本年度予算額 2 億 3900 万円で、前年比 2 億 1680 万円の増額です。主な増要因は、節 2 情報通信施設整備事業債 2 億 1270 万円の改増。

地デジ再送信放送設備更新事業に係る過疎対策事業債です。目 3 衛生費、本年度予算額 700 万円。前年比 200 万円の増額です。これは、節 1 水道未普及対策事業債、700 万円の改増。寺谷簡易給水施設の連絡管測量設計に係るもの、それから、昨年度ありました節 4 火葬場整備事業債の皆減 500 万円によるものです。目 4 農林債、本年度予算額 7130 万円。前年比 3110 万円の増です。主な増要因は、35 ページになりますが、節 15 農業施設債の増 3780 万円。みさと農業再生プラン推進事業費の増と、昨年度までございました節 2 林道整備事業債の皆減 510 万円です。目 5 本年度予算額 2 億 4150 万円。前年比 9910 万円の減です。主な減要因は、節 4 若者定住住宅建設事業債の減 8890 万円で、令和 8 年度は、ファミリー向け移住住宅建設を休止をするためです。目 6 消防債、本年度予算額 3060 万円。前年比 1780 万円の減です。江津邑智消防組合の負担金に係る過疎対策事業債の減が 1100 万円。緊急防災減災事業債の減が 680 万円。これは消防団の小型ポンプ付積載車の更新台数の減によるものです。目 7 教育債、本年度予算額 5450 万円。前年比 2 億 6580 万円の減です。主な減要因は、節 4 社会教育施設整備事業債の減 2 億 2320 万円。いずれも昨年度計上の都賀長藤地域活動拠点施設建設に係る事業費の皆減、節 10 の情報通信施設整備事業債の皆減、5800 万。学校ネットワークの改修、更新によるセキュリティ強化の完了による減です。36 ページをお願いいたします。目 11 商工債、本年度予算額 2 億 1280 万円。前年比 1 億 8660 万円の増です。主には、節 4 商工業振興施設整備事業債の増 1 億 9610 万円。商業活性化賑わい創出事業費の増によるものです。なお、町債の詳細につきましては、所属ごとに、充当事業の一覧を、令和 8 年度当初予算の概要 10 ページに掲載しておりますので、ご確認をいただければと思います。以上で、歳入についての説明を終わります。続いて歳出についてですが、予算決算委員会において、各所管課より、主要施策の説明書により説明をさせていただきますので、私からは、令和 8 年度当初予算の概要を用いて、性質別の主な増減内容について説明をさせていただきます。なお、性質別の内訳は、予算書の数字と突合するものはほとんどございませんので、ご承知おきください。それでは、令和 8 年度当初予算の概要の 5 ページをお開きください。義務的経費のうち、人件費ですが、予算額が 12 億 582 万 2000 円で、対前年 7492 万 4000 円、6.6%の増となっています。職員の給与改定、昇格等によるもの、それから、会計年度任用職員の報酬手当の増によるものです。こちらは、後ほど予算書の給与費明細書でご確認をいただきます。次に、公債費ですが、元利償還額が 11 億 2199 万 1000 円で対前年 4130 万 3000 円、3.8%の増です。内訳は元金償還額の増が約 1900 万円。利子償還額の増が 2200 万円となっており、近年のハード整備による地方債残高の増に伴うものです。次に、扶助費ですが、予算額が 5 億 7723 万 2000 円で、前年比 659 万 7000 円、1.1%の減です。主な要因としましては、児童手当の減によるものです。続いて、普通建設事業費ですが、予算額が 9 億 2477 万 8000 円で、前年比 2 億 2194 万 3000 円、9.4%の減です。減要因は、都賀長藤地域活動拠点施設整備事業の 4 億 5900 万円の皆減。ファミリー向け移住住宅建設事業費約 1 億 1750 万円の皆減。増要因は、みさと農業再生プラン推進事業費の増 4450 万円。商業活性化賑わい創出事業費の増 2 億 5800 万円などです。災害復旧費につきましては、昨年と同額です。続いて、補助費等予算額が 16 億 1171 万 3000 円で、前年比 1 億 277 万 2000 円、6%の減です。うち一部事務組合に係る負担金が約 7000 万円の減額となっています。内訳は、邑智郡総合事務組合が約 7600 万円の減、江津邑智消防組合負担金が約 570 万円

の増額となっています。邑智郡総合事務組合負担金につきましては、2月より順次運用開始しておりますシステム標準化共通化導入経費の減によるもので、江津邑智消防組合については、施設改修に係る経費の増などです。その他のものにつきましては、3265万5000円の減ですが、主な増減内訳として、減要因では、地域脱炭素移行再エネ推進交付金重点対策加速化事業におけるゼロカーボン促進事業補助金及び電気自動車等普及促進災害時活用促進事業補助金の減約1860万円。地域おこし協力隊企業支援補助金の減800万円。中山間地域直接支払い交付金の減480万円全国高校総体美郷町実行委員会補助金の皆減3300万円などがあり、増要因では、三江線代替交通運行補助金の増1280万円。公立邑智病院負担金の増約760万円。子ども未来応援金の増114万円などがあります。次に、物件費、予算額が17億3737万1000円で、前年比3億1010万1000円、21%の増です。主な増減のうち、減要因は、EVバスによる自動運転社会実装EV実証事業費の皆減1億5000万円。学校ネットワークの改修更新によるセキュリティ強化事業の完了で、約6800万円。小中学校のタブレット端末更新完了による減が約1900万円。都賀長藤地域活動拠点施設整備にかかる備品購入費の減が1500万円などで、増要因は、潮温泉施設等に係る指定管理料の改増3770万4000円。みさと。PAY半額まつりキャンペーン委託料の改増4500万円。地デジ再送信放送設備更新事業などによるみさと光ネット運営費の増、約4億5000万円などとなっています。続いて、繰出金ですが、予算額が3億9624万9000円で、前年比1449万9000円、3.8%の増です。主な増減につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金が322万4000円の減。後期高齢者医療特別会計の繰出金が1596万6000円の増となっています。続いて、その他ですが、予算額が2億6734万4000円で、前年比4948万5000円、22.7%の増です。このうち、維持補修費が約3800万円の増、その主たる要因は、道路舗装修繕や除雪車格納庫の建設にかかるものです。積立金が約1150万円の増となっておりますが、これは森林環境譲与税基金元金積立と、基金の債券運用等による利子積立の増によるものです。貸付金につきましては、前年より10万円減の10万円としております。予備費については、昨年より24万8000円、4.6%の増としております。以上、簡単ではありますが、歳出予算の説明とさせていただきます。それでは、予算書へお戻りいただき、102ページをお願いいたします。給与費明細書です。性質別経費と数字が一致はしませんけれども、給与に関する内訳、前年比較等をお示ししております。特別職合計欄の最終行ですが、前年比1501万8000円の増です。主には議員報酬の改定による増です。一般職の欄をごらんください。総括として、職員数、給与費、共済費と記載しておりますが、合計欄の比較額で5172万7000円の増となっております。ア、再任用を含む職員の増が507万4000円。イ、会計年度任用職員の増が4665万3000円となっております。いずれも基本給の増に比例し、期末勤勉手当の増、それから扶養手当の増を見込んでおります。次ページ以降の増減の明細、職員1人当たりの給与、初任給級別職員数、昇給手当については、後ほどご確認をお願いいたします。105ページをお願いいたします。各区分別の地方債残高の状況です。令和6年度決算額に、令和7年度と8年度の元金償還額を減じ8年度の発行予定額を加算した見込額をお示ししております。令和8年度末の地方債残高は約104億5100万円余りとなり、令和7年度末見込みより約1億7000万円の減額見込みとなっております。区分6、一般単独事業債のうち、旧合併特例事業債を活用し建設をいたしましたおおち保育園の元金償還が、令和7年度で終了し、13の臨時財政対策債の減な

どが、その要因であると同時に、8 過疎対策事業債の残高は増大をいたします。最後に、債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調べについてです。106 ページをお願いいたします。令和 8 年度で債務負担が終了するものは、事項の 2 つ目、美郷町希少林産物等展示販売施設指定管理委託、大和農林水産物処理加工場指定管理委託、潮温泉施設美郷町潮交流建設宿泊施設管理委託、美郷町ゴールデンユートピアおおち、美郷町カヌーの里おおち施設管理委託の 4 件です。以上で、議案第 12 号、令和 8 年度美郷町一般会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●志村健康福祉課長

上程いただきました議案第 13 号、令和 8 年度君谷診療所特別会計予算について、ご説明いたします。本会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 466 万 3000 円を計上しております。初めに歳入についてご説明いたします。6 ページをお願いします。款 1 診療収入、項 1 外来収入につきましては、国保、社会保険、後期高齢者医療等の各種診療報酬 49 万 4000 円を計上しております。項 2 その他診療報酬につきましては、高齢者肺炎球菌やインフルエンザ予防接種などに係る診療報酬 3000 円を計上しています。続いて、款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 総務手数料でございます。こちらは介護保険主治医意見書等の文書作成手数料 4000 円を計上しております。7 ページをお願いします。款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金でございます。こちらは、君谷診療所の運営費として、一般会計からの繰入金を 167 万 7000 円を計上しております。款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保健衛生費補助金でございます。こちらは、へき地診療所運営費補助金 248 万 5000 円を計上しております。続いて、歳出についてご説明いたします。8 ページをお願いします。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費でございます。こちらは、主に君谷診療所の事務職員の人件費及び診察を委託しております加藤病院への委託料など 403 万 5000 円を計上しております。9 ページをお願いします。款 2 医業費、項 1 医業費 58 万 5000 円を計上しております。目 2 医療用消耗器機材費には、注射針などの消耗品として 4 万 8000 円。目 3 医療品衛生材料費には、予防接種用のワクチンなどの 54 万円を計上しております。最後に款 3 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費につきましては、前年と同額の 4 万円を計上しております。以上で議案第 13 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長補佐。

●田原住民課長補佐

上程いただきました議案第 14 号、令和 8 年度美郷町国民健康保険特別会計予算について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ 6 億 2750 万 9000 円でございます。それでは 7 ページをお開きください。歳入でございます。款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税 5527 万 7000 円。前年比 405 万 3000 円の減額でございます。保険税につきましては、現在の保険税率を維持する加入世帯数及び被保険者数の減少に伴う減額を見込んだ調定額に徴収率を、現年分 97.85%、

過年度分 20%として算定しています。続きまして、8 ページ、款 8 県支出金、項 2 県補助金、目 1 保険給付費等交付金です。前年比 188 万 7000 円増額の 5 億 463 万 5000 円を計上しています。県支出金には、最初の保険給付に対して交付される普通交付金と、医療費の適正化を図る取組みに対して交付される保険者努力支援交付金等の特別交付金がございますが、保健事業の実績に伴う増額を見込んだ予算で計上しています。続いて 9 ページです。款 13 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 国保基金繰入金です。歳出の増額に伴う予算不足のため、基金取崩しを 483 万 7000 円見込んでいます。続いて、項 2 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、前年比 322 万 4000 円減額の 5694 万 7000 円を計上しています。繰入金は、国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、保険者数や高齢者の割合等保険者の責めに帰することが出来ない事情で、保険税が不足する保険者に対して、総務省が示した経費について、一般会計からの繰入認められています。款 14 繰入金でございます。決算見込みにより 527 万 7000 円を計上しています。前年比 35 万 7000 円の増額となっています。続いて、11 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費でございます。職員の人件費が主なもので、職員の異動に伴い、前年比 131 万 4000 円減額の 2415 万 5000 円を計上しています。続いて 12 ページをお願いいたします。下段になります。款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付金です。令和 7 年度の医療費の実績と、国保連合会の医療費推計をもとに試算し、前年と同額の 4 億円を計上しています。少し飛びまして、14 ページをお願いいたします。下段になります。款 8 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業、目 1 特定健康診査等事業費でございます。前年比 94 万 5000 円増額の 705 万 1000 円を計上しています。主な増額の要因は、特定健診の未受診者対策事業に係る委託料の増額によるものでございます。16 ページの下段をお願いいたします。款 11 諸支出金、項 3 繰出金、目 2 直営診療所施設勘定繰出金でございます。前年度と同額の 1320 万円を見込んで計上しています。こちらは、へき地診療所運営費として交付される交付金で、国民健康保険診療所会計へ繰り出すためのものでございます。続いて 17 ページ、款 12 保健事業費納付金、項 1 医療給付費分、目 1 一般被保険者医療給付費分でございます。ほぼ前年並みの 7880 万 4000 円を計上しております。保健事業費納付金は、医療給付に係る県支出金の財源として、医療費水準、所得水準、被保険者数、世帯数などにより県が試算した額を納付することになっています。被保険者数は減少傾向にあります。近年の医療費は、同水準で推移しています。最後に、19 ページをお願いいたします。款 13 予備費については、前年比 180 万 1000 円減額の 50 万円を計上しています。20 ページ以降につきましては職員の給与費明細書でございます。説明は省略させていただきますので、後ほどご確認ください。以上で、議案第 14 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●志村健康福祉課長

上程いただきました議案第 15 号、令和 8 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算について、ご説明いたします。本会計は、沢谷診療所及び大和診療所の予算を合わせたものとなっており、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9273 万 6000 円を計上しております。初めに歳入について、ご説明いたします。6 ページをお願いします。款

1 診療収入、項 1 外来収入につきましては、大和診療所と沢谷診療所の各種診療報酬として 3159 万円を計上しております。項 2 検査収入につきましては、大和診療所における一般健診及び高齢者の特定健診の収入として 22 万円を計上しております。続いて、款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金目 1 一般会計繰入金でございます。こちらは診療所特別会計の歳出総額から歳入総額を差し引いた額 4470 万 9000 円を見込んで計上しております。7 ページをお願いします。款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 2 国民健康保険事業勘定繰入金でございます。こちらは地理的条件等により運営が厳しい国民健康保険直営診療所に対する国保の特別交付金 1320 万円を計上しております。続いて、款 3 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 手数料でございます。こちらは介護保険主治医意見書等の文書作成手数料 23 万円を計上しております。続いて款 7 県支出金、項 1 県補助金 278 万 7000 円でございます。目 1 総務費補助金には、大和診療所の訪問看護事業に係る経費に対する補助金 100 万円、目 3 保健衛生費補助金に沢谷診療所の運営に対するへき地診療運営補助金 178 万 7000 円を計上しております。続いて歳出について、ご説明いたします。8 ページをお願いします。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費でございます。主なものは、大和診療所及び沢谷診療所の人件費並びに沢谷診療所の診療に係る委託料で 8201 万 9000 円を計上しております。9 ページをお願いします。款 2 医業費、項 1 医業費 1017 万 7000 円でございます。目 1 医療用消耗器材費には、検査キット代等 442 万 7000 円、目 2 医薬品衛生材料費には、予防接種ワクチンなど 575 万円を計上しております。10 ページをお願いします。款 4 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費につきましては、前年と同額の 54 万円を計上しております。以上で議案第 15 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

●原議長

番外、住民課長補佐。

●田原住民課長補佐

上程いただきました議案第 16 号、令和 8 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ 2 億 2486 万 3000 円となり、前年比 2702 万 3000 円の増額となっています。近年、後期高齢者医療の対象となる被保険者数が増加しているため、それに伴い当該会計の予算規模も増大しております。それでは 6 ページをお開きください。歳入でございます。款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料です。目 1 特別徴収保険料は、前年比 1028 万 9000 円増額の 6143 万 6000 円。目 2 普通徴収保険料は、前年比 257 万 2000 円増額の 1536 万 9000 円でございます。保険料につきましては、被保険者数の増に伴い、年々増加していますが、令和 8 年度は、2 年に 1 度の保険料の改定が実施され、あわせて、政令の改正に伴い新たに子ども子育て支援納付金分が加算されてます。保険料は、後期高齢者医療広域連合から示される額をもとに計上しております。続きまして、下段の款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、前年比 259 万 2000 円減額の 45 万 1000 円でございます。こちらは、子ども子育て支援法の施行に伴い、令和 8 年度から保険料の算定の中に子ども子育て支援分が加えられることになったため、それに伴うシステム改修費に係る補助金を計上するものでございます。続きまして、7 ページ、款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金でございます。前年比 1596 万 6000 円増額の 1 億 4500 万 1000 円を計上しています。増額の主な要因は、広域連合へ

給付する療養給付費負担金の増額によるものでございます。8 ページになります。款 7 諸収入のうち、最下段、項 4 雑入、目 3 雑入、前年比 78 万 8000 円増額の 248 万 9000 円でございます。こちらは、主に各種検診事業に係る受託料を計上していますが、令和 7 年度の検診の受診実績が好調であったため、その伸び率を考慮して増額しています。続いて 9 ページ、歳出をお願いいたします。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、前年比 230 万 7000 円減額の 1134 万 1000 円を計上しています。主に職員の配置替えに伴う人件費の減額と、子ども子育て支援金制度の施行に伴う後期高齢者医療システムの改修費、これ事務組合の負担金でございます。続きまして 10 ページをお願いいたします。中段の款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 保険料等負担金は、前年比 1657 万 8000 円増額の 1 億 924 万 4000 円でございます。こちらは、広域連合の算定により、保険料負担金と保険料軽減分にあたる保険基盤安定負担金の額を計上しております。続いて、11 ページをお願いいたします。中段にあります款 4、康診査等事業費、項 1、目 1 いずれも健康診査等事業費でございます。こちらは、従来から実施しています後期高齢者の各種検診に係る経費を計上していますが、近年、受診対象者が増加しており、令和 7 年度も年度途中で補正対応している状況であるため、前年比で 78 万 8000 円増額の 247 万 9000 円を計上しております。その下、款 5 予備費につきましては、前年と同額の 50 万円としております。以上で、議案第 16 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外。建設課長。

●三上建設課長

それでは、上程いただきました議案第 17 号、令和 8 年度美郷町簡易水道事業会計予算についてご説明をいたします。予算書の 1 ページをごらんください。また参考資料といたしまして予算の概要を配信しておりますので、あわせてご確認いただければと思います。まず、第 2 条、業務の予定量についてです。(1) から (3) までは、昨年度の実績から、給水件数、年間総水量 1 日平均水量をそれぞれ記載しています。(4) 主要な建設改良事業といたしまして、比之宮地区、吾郷地区、君谷地区簡易水道のそれぞれの改良工事を予定しております。第 3 条、収益的収入及び支出です。参考資料の方は、表と円グラフ、黄色の部分になります。こちらは当該年度の経営活動に伴い、発生が予定される予算を計上しています。収入合計は、第 1 款水道事業収益 1 億 9600 万 4000 円、支出合計は、第 1 款水道事業費用 1 億 9301 万 5000 円を計上しています。続きまして第 4 条、基本的収入及び支出です。参考資料の表と円グラフは、緑の部分になります。こちらは、施設整備の建設改良費として、その事業に係る補助金、起債、企業債、償還金などの予算を計上しております。収入合計は、第 1 款資本的収入 2 億 2466 万 5000 円。支出合計は、第 1 款基本的支出 2 億 2889 万 5000 円を計上しています。なお、資本的支出額に対して不足する 423 万円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填をいたします。予算書の 2 ページをごらんください。参考資料は、次のページの下の方の棒グラフのほうになります。第 5 条企業債です。企業債は、比之宮簡易水道改良工事と、吾郷地区簡易水道改良工事に伴う企業債の限度額として、8750 万円を計上しております。第 6 条、一時借入金です。限度額を 5000 万円としています。第 7 条、予定支出の各項の経費の金額の流用及び第 8 条、議会の議決を経なければ流用することの出

来ない経費については記載のとおりでございます。第9条、他会計からの補助金についてです。簡易水道事業運営のため、一般会計から補助を受ける金額を6862万2000円としています。これは基準外繰入金に当たるものになります。以上で議案第17号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして上程いただきました議案第18号、令和8年度美郷町下水道会計予算について、ご説明いたします。予算書1ページをごらんください。また、参考資料としまして予算の概要を配信しておりますので、こちらも合わせてごらんください。第2条、業務の予定量です。(1)から(3)は昨年の実績から水洗化人口、年間総処理水量、1日平均処理水量をそれぞれ記載しております。(4)主要な建設改良事業として、処理場整備事業、また、浄化槽整備事業をそれぞれ計上しております。第3条、収益的収入及び支出です。参考資料は黄色の部分になります。こちらは、当該年度の経営活動に伴い、発生が予定される予算を計上しています。収入合計は第1款、下水道事業収益2億6490万2000円。支出合計は、第1款下水道事業費用2億5427万7000円を計上しております。続きまして第4条、資本的収入及び支出です。参考資料は、緑の部分になります。こちらは、施設整備等の建設改良費とその事業に係る補助金、企業債、また、企業債償還金などの予算を計上しております。収入合計は第1款、資本的収入1億1159万9000円、支出合計は、第1款資本的支出は、1億6958万1000円を計上しています。また、資本的支出額に対して不足する額は記載のとおり、それぞれ補填をしております。2ページをごらんください。参考資料は次のページの下グラフになります。第5条、企業債です。こちらは、処理場整備、浄化槽整備に係る企業債2200万円を計上しています。第6条、一時借入金です。限度額を1億円としています。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用。第8条、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費については記載のとおりでございます。第9条、他会計からの補助金です。下水道事業運営のため、一般会計から補助を受ける金額を1億5111万2000円としています。こちらは基準外繰入金にあたるものになります。以上で議案第18号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

議案第12号から議案第18号までの予算案7件の説明が終わりました。

ここで14時10分まで休憩いたします。

(休憩 午前 2時02分)

(再開 午後 2時10分)

●原議長

それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第19号から議案第29号までの一般事件案11件について、順次提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第 19 号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。処分事項は、専決第 1 号、令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 5 号です。本補正は、2 月 8 日に執行されました第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について計上したもので、予算額は、歳入歳出それぞれ 931 万 6000 円を追加し、総額を 78 億 7086 万 4000 円とし、令和 8 年 1 月 23 日付け専決処分としたものです。内容につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。7 ページをお開きください。歳入ですが、款 15 県支出金、項 3 委託金、目 2 総務費委託金、節 5 選挙費委託金。衆議院議員選挙委託金補正額 931 万 6000 円。選挙執行に対する経費について、全額を委託金として計上しています。続いて歳出ですが、8 ページへお進みください。款 2 総務費、項 4 選挙費、目 4 衆議院議員選挙費、補正額 931 万 6000 円。投開票事務における立会人の報酬、職員の時間外勤務手当、投票所入場券や選挙公報の郵送料、ポスター掲示板の設置及び撤去費など選挙執行に係る経費を計上しております。以上で議案第 19 号、専決処分第 1 号、令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 5 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、企画推進課長。

●永妻企画推進課長

上程いただきました議案第 20 号、美郷町過疎地域持続的発展計画の策定について、ご説明申し上げます。本議案は、美郷町過疎地域持続的発展計画、いわゆる過疎計画でございますが、本年 3 月をもって期間満了となることから、島根県過疎地域持続的発展方針に基づき令和 8 年度からの 5 年間の美郷町過疎地域持続的発展計画を定めるもので、過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法第 8 条 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、本計画の策定によりまして、過疎地域の財政上の特別措置を受けることができ、主なものとしましては、過疎対策事業債の発行、これがメインとなりますが、国税の特例、減収補填措置、国庫補助金の嵩上げなどの財政措置を受けることが出来ます。本計画の概要について、ご説明をいたします。計画の構成につきましては、前回の計画とほとんど変更はございませんが、国内外の情勢や町づくりの方向性なども踏まえながら、記述内容を変更しております。発展計画 4 ページから 13 ページをごらんください。基本的な事項として、町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況について記載をしております。人口や各統計数値の時点修正などを行ってございます。13 ページからは地域の持続発展の基本方針、基本目標、計画期間等について記載をしております。こちらは、現在、町が取り組みを進めています政策の大きな方向性を整理して記載をしております。16 ページをごらんください。人口推計のシミュレーションと目標人数を記載してございます。17 ページの下段のグラフでございますが、灰色の曲線のとおり国立社会保障人口問題研究所の人口推計を見ますと 2020 年の国勢調査人口から 2045 年には 42%減の 2506 人と推計をされております。これをもとに、シミュレーション 1 では 2020 年の合計特殊出生率 1.73 が、その後も維持されると仮定し、シミュレーション 2 では、さらに人口の社会減が徐々に改善すると仮定して推計をしております。このことから、美郷町では、合計特殊出生率の維持や、移住・定住

対策等に力を入れることで人口の社会減を改善し、2045年の人口2800人程度を目指すこととしております。20ページをごらんください。20ページ以降は、地域の持続発展のために、実施する施策について、12の施策前に、現状と課題、その対策、それから5年間の事業計画について、それぞれを記載しております。なお、各施策の過疎債の適用を鑑み、現時点で考えられる事業を幅広く盛り込んだものとしてございます。20ページからでございますけれども、内容が非常に膨大であるためそれぞれの施策の説明は割愛させていただきますけれども、20ページからは、移住・定住・地域間交流の促進、23ページからは、産業の振興、30ページからは、地域における情報化、33ページからは、交通施設の整備、交通手段の確保、37ページからは、生活環境の整備、42ページからは子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進、48ページからは健康づくりの推進と医療の確保、51ページからは、教育の振興、58ページからは、集落の整備と人材育成、61ページからは、地域文化の振興等、63ページからは、再生可能エネルギーの利用の推進、65ページからは、その他地域の持続的発展に関し必要な事項を大きくそれぞれ記載をしてございます。66ページからは、過疎地域持続的発展特別事業として各施策区分のソフト事業について記載をしてございます。こちらにつきましても、現時点で考えられる事業を整理しております。前回計画との大きな違いとしては、社会保障や子育て、教育、防災対策、インフラ整備といった事業については継続しながらも、人口減少問題を最重要課題として捉え、直接的な移住・定住施策と並行して、外からの人の流れを活発化させるという視点を持って事業を盛り込んでおります。美郷町が目指す将来像として人が集い、未来が育つみさととしておりますけれども、人口減少が進む中でも、地域の機能を維持し、美郷町に住んでおられる住民の皆様が、幸せを感じることができ、美郷町に生まれ育った子どもたちが、また、美郷町に生まれて良かったと感じることができるような持続可能な町づくりを進めていきたいというふうに考えております。以上簡単でございますが、議案第20号、美郷町過疎地域持続発展画の策定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして上程いただきました議案第21号、辺地に係る総合整備計画についてご説明申し上げます。この議案は、交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域の地域間格差の是正を図ることを目的に制定された辺地に係る公共的施設の整備のための財政上の措置等に関する法律に基づき、九日市辺地の総合整備計画を策定するものでございます。2ページをお願いいたします。辺地の概要及び公共的施設を必要とする事業について、ご説明いたします。辺地の概要は、辺地を構成する町及び字の名称、美郷町九日市。地域の中心地の位置、九日市310番地。辺地度点数137点。2ポツ、公共的施設を必要とする事情は、この辺地は、本町の北東に位置し、10の自治会で構成する沢谷地域連合自治会の中心地であり、幾度となく豪雪に見舞われております。積雪時には、町保有または業者保有の除雪機械を活用し、除雪を行っています。除雪機の配備状況は、町保有機械1台、業者保有機械2台の計3台で対応しております。町保有機械はもちろん業者保有機械についても、町中心部の粕淵地域にしか保管場所がなく、その都度機械の回送を行っています。また仮置きとして駐車するスペースも屋根の風雪を凌ぐ施設もないため点検作業に支障をきたしているという状況にございます。このたび、当該辺地の除雪体制の基幹基地となる除雪車庫を建設し、町保有機械の永続的な保管、シーズン中の業者保有機械の基地内配備によるスムーズな除雪体制の構築、作

業効率のアップを図り、当該辺地における除雪体制の強化を目指したいと考えております。公共施設の整備計画は、令和8年度の1年間で事業費は3000万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は、1200万円でございます。以上で、議案第21号、辺地に係る総合整備結果についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長補佐。

●田原住民課長補佐

上程いただきました議案第22号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求めるものでございます。対象の施設は、公の施設の名称、共栄集会所、指定管理者の指定を受ける団体の名称共栄自治会、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。以下、石見集会所は、石見自治会、野井集会所は、野井自治会で、指定の期間は全て同じでございます。提案の理由ですけれども、いずれの施設も、現在、同指定管理者により管理を行っていただいております。指定期間の満了に伴い、再度設定をするものでございます。更新にあたり、既に各自治会の承諾を得ており、現行と同条件での指定となります。以上で議案第22号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

上程いただきました議案第23号について、ご説明いたします。この議案は、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次の2つの施設の指定管理の議決を求めるものでございます。議決を求めますのは、1つは、公の施設の名称、青杉森林センター、指定管理の指定を受ける団体の名称、滝原自治会でございます。もう一つは、公の施設の名称、千原コミュニティーセンター、指定管理者の指定を受ける団体の名称は千原コミュニティーセンター管理運営委員会です。指定の期間は、2つの施設、いずれも令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなっております。以上、2つの施設の指定管理者の更新でございます。指定の理由でございますが、いずれの施設も現在同指定管理者により管理を行っていただいております。このたびの指定管理満了に伴います指定管理の更新を行うものでございます。以上で、議案第23号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

上程いただきました議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。内容につきましては、指定期間の更新に関するものでございます。上野農村活性化塾の指定管理者は、上野連合自治会、君の谷農村塾並びに君の谷農村公園の指定管理者は、君谷地域連合自治会でございます。いずれも指定管理の指定期間は令和8

年4月1日から令和13年3月31日までの5か年でございます。以上が議案第24号で
ございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

それでは、上程いただきました議案第25号、公の施設の指定管理者の指定について、
ご説明いたします。この議案につきましては、平成23年4月1日から指定管理を今日
まで行っております。美郷町教育集会所16施設に関し、期間満了に伴い、再度指定管
理者を定めるものでございます。施設の名称と指定を受ける団体の名称は、一覧表のと
おりでございます。指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月
31日までの5か年間としております。以上で、議案第25号の説明を終わります。ご審
議のほどよろしくをお願いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

それでは上程いただきました議案第26号、町道路線の認定について、ご説明をいた
します。このたび上程いたしました路線は、路線番号460号、路線名は、町道新堀上線
でございます。起点は、美郷町湯抱149番2地先、終点は、美郷町湯抱189番10地先
でございます。内容につきましては、タブレットのほうに資料のほうを送信しておりま
すので、ごらんいただければと思います。国道375号湯抱工区の改良工事に伴い、現国
道区間の一部を町道認定をお願いするものでございます。認定に伴い、当該区間はダブ
ルウェイとなり、新道の供用開始後、ダブルウェイ解除となります。区間延長は約410
メートルでございます。以上が、議案第26号でございます。ご審議のほどよろしくお
願いいたします。

●原議長

番外、大和事務所長。

●吉村大和事務所長

上程いただきました議案第27号、工事請負契約の締結について、ご説明いたします。
工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号および美郷町議会の
議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を
求めるものでございます。契約の目的は、都賀長藤地域活動拠点施設外構工事で、契約
金額は5412万円です。内訳は、工事価格が4920万円、消費税及び地方消費税額が492
万円となります。契約の相手方は美郷町潮村278番地1、漆谷建設株式会社 代表取締
役漆谷龍祐です。契約の方法は指名競争入札で、令和8年2月24日に開札を行い、入
札業者は漆谷建設株式会社、邑東建設有限会社、置名土木有限会社、岡山産業有限会社、
上原土木有限会社、大五建設有限会社の6者でございました。仮契約は、令和8年2月
25日締結しており、工期を令和8年9月30日までとしております。施工場所は、都賀
本郷地内、まほろば福祉センター及びその隣接地となり、主な工事内容といたしまして
は、複合型遊具等の公園整備を166平方メートル、駐車場や敷地等の舗装及び区画線工、

合わせまして 4380 平方メートル、擁壁部分の転落防止柵 165 メートルなどを整備を行います。以上で、議案第 27 号工事請負契約の締結についての説明をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長補佐。

●田原住民課長補佐

上程いただきました、議案第 28 号並びに議案第 29 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

●原議長

課長補佐 1 件ずつお願いします。

●田原住民課長補佐

失礼しました。議案第 28 号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づき、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、法務省の委嘱によって、全国に置かれることになっています。美郷町では、現在 6 名の方がその任にあたられており、そのうちお 2 人が、令和 8 年 6 月 30 日をもって任期満了となります。この人権擁護委員の候補者については、議会の意見を聞いて、法務省に推薦することとなっておりますので、候補者の推薦にあたり、議員の皆様にご意見を求めるものでございます。議案第 28 号で推薦させていただいております粕淵地域の西原真公さんについて、このたび 4 期目の推薦をお願いするものでございます。西原さんは、平成 29 年 3 月議会で、推薦の承認をいただき平成 29 年 7 月から人権擁護委員をお勤めいただいているところですが、本年 6 月 30 日で 3 期目の任期が終了いたします。西原さんは、人権擁護委員として熱心に務められる傍ら、地域活動にも積極的に関わられ、地域での信頼も厚く人格、人望とともに、人権擁護委員としてふさわしい方であります。この西原真公さんを、引き続き適任者として推薦いたしたく、議員の皆様方の意見を賜りたく存じます。以上で、議案 28 号の説明をさせていただきました。慎重ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 29 号で推薦させていただきます人件擁護委員候補者の推薦につきまして意見を求めることにつきましてご説明いたします。人件擁護委員法の趣旨につきましては、先ほど説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。このたび、推薦させていただきます沢谷地域の藤原博文さんについて、2 期目の推薦をお願いいたしたく提案させていただくものでございます。藤原さんは、これまで、民生児童委員や浜原隣保館長を歴任され、その豊富な経験から、人権福祉に関する高い見識をお持ちです。地域活動にも積極的に参加、貢献され、地域での信頼も厚く、人格、人望とともに、人権擁護委員としてふさわしい方であります。この藤原博文さんを適任者として推薦いたしたく、議員の皆様方のご意見を賜りたく存じます。任期につきましては、令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。以上で、議案第 29 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は、3月3日に日程をとりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は3月3日、火曜日、定刻より開きます。本日は、これをもちまして散会いたします。

お疲れさまでした。

(散 会 午 後 2時35分)